

第 2 日

1. 平成29年9月11日午前10時00分招集
2. 平成29年9月11日午前10時00分開議
3. 平成29年9月11日午後4時40分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 和水町議会議場

6. 本日の応招議員は次のとおりである。(13名)

1番 生山敬之	3番 蒲池恭一	4番 豊後力
5番 荒木政士	6番 松村慶次	7番 小山暁
8番 庄山忠文	9番 荒木拓馬	10番 池田龍之介
11番 杉村幸敏	12番 笹渕賢吾	13番 高巢泰廣
14番 杉本和彰		

7. 本日の不応招議員は次のとおりである。(1名)

2番 森潤一郎

8. 本日の出席議員は応招議員と同じである。

9. 本日の欠席議員は不応招議員と同じである。

10. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長 北原望 書記 前田聡子

11. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町長 福原秀治	教育長 小出正泰
総務課長 上原真二	総合支所長兼住民課長 高木洋一郎
会計管理者 池本文雄	まちづくり推進課長 高木浩昭
税務住民課長 石原康司	健康福祉課長 高岡悦雄
商工観光課長 前渕康彦	建設課長 中嶋光浩
農林振興課長 富下健次	学校教育課長 樋口哲男
社会教育課長 荒木和富	農業委員会事務局長 石原忠邦
町立病院事務部長 池田宝生	特別養護老人ホーム施設長 樋口幸広
学校統合推進室長 下津隆晴	

12. 議事日程

日程第1 一般質問

9番 荒木 拓馬 議員

12番 笹渕 賢吾 議員

10番 池田龍之介 議員

11番 杉村 幸敏 議員

13番 高巢 泰廣 議員

開議 午前10時00分

○議長（杉本和彰君） 起立願います。おはようございます。御着席ください。

これから本日の会議を開きます。

本日は、報道関係の皆様より写真・ビデオカメラの撮影の申し出がありましたので、許可しています。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 一般質問

○議長（杉本和彰君） 日程第1、一般質問を行います。

本日は、5人の議員に一般質問通告一覧表の順番によって発言を許します。

なお、質問、答弁については一問一答方式とし、質問及び答弁は項目ごとに行い、第一答弁については登壇して行うことといたします。

質問者は、最初の1項目全てを登壇して行い、再質問は細分された事項について一問一答で行います。第2項目からの質問は、質問席から行います。時間は執行部答弁を含め60分以内といたします。

最初に、荒木拓馬議員の発言を許します。

9番 荒木拓馬君

○9番（荒木拓馬君） 皆さん、おはようございます。

平成29年第3回和水町議会定例会一般質問のトップバッターとなりました。9番議員の荒木拓馬でございます。

執行部におかれましては、より明快な答弁をお願い申し上げておきます。

さて、熊本地震から1年5カ月がたち被災地においては、まだ復興までほど遠いところも見受けられますが、急ピッチでの工事が完了し、住民の生活が震災前の形に戻りつつあるところも増えてまいっております。全国の地方自治体からや、各種団体からの義援金、そして、国の補助金等があつての復興であろうと思います。我々も協力し合いながら、道半ばではありますが、復興の道が進んでいければというように思っております。

それでは、通告に基づきまして質問に入らせていただきたいと思います。

まず、金栗四三氏大河ドラマに伴うまちづくりについてということで、1問目として、その対応と進捗状況はどうなっているのかということです。

2問目といたしましては、県や周辺自治体、特に玉名市との連携、協調は必要であろうというふうに考えますが、町としてどのように考えているのか伺います。

あとは質問席から行います。

○議長（杉本和彰君） 執行部の答弁を求めます。

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 皆さんおはようございます。福原でございます。よろしくお願いいたします。

荒木拓馬議員の御質問にお答えを申し上げたいと思います。

まず、金栗四三氏大河ドラマ化に伴うまちづくりについてということでございます。

まず、1番目に2019年NHK大河ドラマに金栗四三氏が選定されたが、町としての対応と、その進捗状況を伺うということでございます。

御案内のとおり、2019年NHK大河ドラマの主人公の一人に日本初のオリンピック選手で、和水町の名誉町民でございます金栗四三氏が選ばれました。

日本の陸上、マラソン界の礎を築いた金栗氏の足跡を大河ドラマで見ることができることは、この上ない喜びでありまして、金栗氏の偉業を全国の人に再認識していただき、和水町をPRする絶好の機会でもございます。

このチャンスを生かし、和水町を訪れる皆様に喜んでいただける受け入れ体制づくりと、大河ドラマ放送により、経済効果を広く町内に及ぼす仕組みを構築していくため、町・県関係団体などが連携をいたしまして、大河ドラマ「いだてん」和水町推進協議会を8月24日に設立したところでございます。この協議会の設立にあたりましては、関係地域、関係区長、生家の地元中林区等々の説明を経まして、8月23日に町民説明会も開催をいたしました。それぞれの御理解を得てまいったところではございます。

この協議会の目的は、大河ドラマ放映を機に申し上げましたように、和水町イコール金栗四三生誕の地としてのイメージの定着を図り、交流人口の拡大と知名度の向上及び経済効果を上げることでございます。

今後、本議会を中心に民間と官の共同により、意識啓発の醸成と誘客の促進、それから受け入れ体制の整備、ゆかりの地の連携、青少年の育成等に継続的に勢力的に取り組んでまいりたいと思います。

まずは、本協議会内に組織するワーキンググループを中心にいたしまして、事業の具体化に向けた検討を開始すると同時に、スピード感をもって進めてまいりたいというふうに思います。状況としては、今、そういう状況になっておるところでございます。

2番目に県や周辺自治体、特に玉名市との連携、町長は必要と考えるが、町として、どのように考えているのか伺うということでございます。

今回の大河ドラマ放映に関わる対応は、和水町だけで取り組んでも、そこにはおのずと限界もでございます。4月4日の熊日新聞の朝刊で朗報を知ったのですが、その日に早速、県を訪れまして、県知事、副知事を表敬訪問いたしました。自来知事からも、また関係機関からも、熊本県としても支援をしていくということで、お約束をいただいております。

先にも述べましたけれども、8月24日に大河ドラマ「いだてん」和水町推進協議会の設立総会を開催しました。この協議会のメンバーに熊本県玉名地域振興局も加わっていただきました。ま

た、熊本県の観光物産館、それから熊本県観光連盟からもアドバイザーとして御参加をいただいております。

周辺の自治体との連携、協調ですが、玉名市、南関町との1市2町での協議会の設立に関しまして、事務レベルで、これまで3回の打ち合わせ会議を開催し、単独で実施するよりも1市2町で取り組んだほうがスケールメリットのある取り組みについて、連携して実施できる仕組みを検討してまいりたいと思います。

先ほども申しましたけれども、大河ドラマ放映までは時間が限られていますので、早い時期に1市2町の協議会が立ち上がるように取り組んでまいります。

また、この協議会に関しても、今申しあげました県関係のお力添えをお願いいたしておるところでございます。

第1答弁としては、以上でございます。

あとは自席、それから関係課のほうから補足等々いたしたいと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（杉本和彰君）

教育長 小出正泰君

○教育長（小出正泰君） 教育委員会といたしましても、箱根駅伝や福岡国際マラソンの創始者として、また、2020年東京オリンピック・パラリンピック関係でも金栗四三氏の名前がよく聞かれるようになったところでございます。日本マラソンの父として慕われている方が、本町出身であることは、非常に光栄なことであります。その金栗氏の知名度をさらに高め、そして、先ほど町長からのお話もありましたように、誘客、それから経済効果までもつなげていけたらというようなことで、さらにまた、現在行われおります金栗マラソン大会のPR、内容の充実を図ってまいりたいと考えているところでございます。

○議長（杉本和彰君）

まちづくり推進課長 高木浩昭君

○まちづくり推進課長（高木浩昭君） 町としての対応と、その進捗状況はということでございます。まちづくり推進課においては、大河ドラマ決定を受けまして窓口対応として、これまで取り組んできております。大河ドラマのロケ地の候補地としまして、情報提供をNHKからいただいているところでございます。明治後期から昭和初期の風情ある風景、昔ながらの家屋など、ロケ地候補を調査しまして、写真を撮り、情報提供をしているところでございます。

ロケ地については、まだ決定はしておりませんが、NHKのスタッフと何度も打ち合わせ等を行い、また、和水町を訪れていただきまして、御案内をしているところでございます。状況をお知らせいたします。

○議長（杉本和彰君）

商工観光課長 前淵康彦君

○商工観光課長（前淵康彦君） 商工観光課のその後の対応と進捗状況について、補足させてい

ただきます。

8月24日に協議会のほうを設立いたしまして、その下部組織でありますワーキンググループの早々の立ち上げを現在計画中でございます。

そこで大河ドラマ放映まで1年4カ月ということでございますので、スピード感をもって具体化に向けた検討を進めてまいりたいと思います。

また、6月議会で御承認いただきました予算の執行でございますけれども、8月中旬ぐらいに県の夢チャレの補助金の対象に交付決定がございまして、それを受けまして、現在さらに懸垂幕、横断幕の設置、それから、等身大パネルの購入等を検討しているところでございます。

また、8月30日、31日において、町長、それから私どもの部下が動向いたしまして、日本陸連、日本学連、読売新聞等への表敬訪問をし、協力の依頼をしてきているところでございます。

よろしくお願ひいたします。

○議長（杉本和彰君）

9番 荒木拓馬君

○9番（荒木拓馬君） 着々と準備ができていますようでございますけれども、先ほども言われましたように、スピード感をもって進めていってもらいたいというように思います。

私たちが鹿児島島のほうに総務文教で研修にまいったところでございますけれども、大河ドラマ館という部分が出てくるわけですけれども、それについて、町としてはNHK側との交渉というか、そういう話し合いはどうなっているのかということをお伺いをいたしたいというように思います。

○議長（杉本和彰君）

商工観光課長 前淵康彦君

○商工観光課長（前淵康彦君） 議員の御質問です。NHK側との交渉については、どうかということですが、現在、今回の大河ドラマがオリンピックとの兼ね合いが非常にあるということで、NHKとしてはIOCへの許可を行っておられる段階であると認識しております。

それによりまして、その許可待ちということで、現在町のほうでは、その後の対応を探っているところでございます。

○議長（杉本和彰君）

9番 荒木拓馬君

○9番（荒木拓馬君） 町のほうでは結構準備も進んでおるとおもいますが、該当する建て屋というかな、そういうところも大体、説明会もあっておるようでございますけれども、なかなかやっぱり、それに対する資金とか、集客数の予想とか、そのようなものも考慮し、また収支を考えた中でやらなければならないんじゃないかなというように思っておりますし、そういう部分でもですね、話がありよるといことは、ただそれだけを進めておられるのか、やっぱり一応の試算というか、そういうものができておるのかという部分が、ちょっと早すぎるような質問になりますけれども、ちょっとそのへんをお伺いをいたしたいと思います。

○議長（杉本和彰君）

商工観光課長 前淵康彦君

○商工観光課長（前淵康彦君） まず大河ドラマ館の設置場所についてのお尋ねだったかと思いますが、庁内等でも検討を重ね、庁内の中では、やはり旧神尾小の体育館が適地じゃないかというところで、今のところ、そこを適地として検討をしてくれているところでございます。

また、集客数、収支を見込むことが大事じゃないかということでございます。議員の御指摘、ごもっともだと思います。私どもも、どのぐらいの人数が、お客様がやってくるのか。そして、それに伴って収支がどのぐらいになるのか、そのあたりを見極めていく必要があるかと考えておりますが、なかなか具体的にこの場で申し上げる数値は持ち合わせてないところでございます。

○議長（杉本和彰君）

9番 荒木拓馬君

○9番（荒木拓馬君） 商工面から考えてみますと、やっぱり観光という部分には、集客とか、泊まり、通過型とか食事とか、お土産とかというような部分で経済効果を上げるというのが、一つの大きな目的があるかと思うわけですが、やっぱりよく考えてみると、和食は、その材料となるものが、今あるものを生かしていくことは一番大切なんですけれども、全体的に非常に少ないというように思うわけでございます。そういう中で厳しいというかな、私は、考えるわけですが、何でも、何でこのようなことを言うかという、この間研修に行った時も、一応ドラマ館の部分の研修になったもので、その部分をちょっと多めに書いとるけん、ちょっと的が外れているごたる感じになりますけれども、よろしく願いいたしたいと思います。

やっぱり、玉名市もひょっとすると、やっぱり大河ドラマ館を建てようというような考えを持っておられるかもしれませんから、先ほど町長も申されましたけれども、連携というか話し合いの中で、やっぱり協力体制というものを一番をもって、おるげおるげというような考えだけじゃなくて、やっぱりそれは持って会議を進めていっていただきたいというように思います。

先ほど今まで3回ぐらいの会議と言われましたけれども、今年度中の計画、会議内容は、どのような形になっているか、ちょっとお伺いをいたしたいと思います。

○議長（杉本和彰君）

まちづくり推進課長 高木浩昭君

○まちづくり推進課長（高木浩昭君） ただいま質問ございました玉名市のほうも大河ドラマ館等を考えているのではないかとということで、そういうふうな協力体制も必要であるということで、協議会の今後の見通しをお尋ねかと思います。

これまで3回の会合を行いまして、基本的には玉名市さんのほうで主導していただいておりますけれども、できますならばですね、この9月または10月に会合ができるような、そういうふうなスピード感を持った対応ということで御提案が上がっております。内容等を細かに詰める必要がございますので、事務レベルで今調整をしているところでございます。

議員のほうからもございましたけれども、私も9月1日付けで金栗四三PR推進室を設置され

まして、本格的な対応を進められているところでございます。本町においても商工観光課のほうで観光の担当増えておりますので、連携を密にしまして、お互いこのチャンスを生かせるような、そういうふうな取り組みをやっていきたいと考えてるところでございます。

○議長（杉本和彰君）

9番 荒木拓馬君

○9番（荒木拓馬君） この大河ドラマが金栗先生の思いというものをやっぱり生誕の地というか、生地というか、そういうところの維持というか、それは和 Water としては持つておかなければならないというように思います。金栗先生というと、やっぱり陸上界とかスポーツ界では、大体知っている方がおられると思いますけれども、この大河ドラマを機会に日本全国津々浦々まで知れわたる大きなチャンスではないかというように思いますし、せっかくやるならですね、後々まで残るような何かをつくっておかないといかんとじゃなからうかというように思います。

商工の部分は、大河ドラマ館も一緒ですけれども、3年間で終わるといふか、そういうのが通常なんですけれども、やっぱりこれが大河ドラマ化されたから、今の和 Water があるんだとかですね、子どもたちとか将来に続くものが必要になってくるんじゃないかというように思いますので、やっぱりそういう部分、私も考えを持っていますけれども、やっぱりそういう部分を、こういう会議の中で、ワーキンググループとか、そういう中で出てくればいいなというように感じているところです。

一つ紹介しておきますけれども、鹿児島のことだったんですけれども、前回鹿児島市は「篤姫」で大河ドラマ化されたんですけれども、今回は西郷さんということで、篤姫よりも西郷さんのほうが売れとるといふかな、全国に名前が通っているんだということで、やっぱり言われました。篤姫が何で成功したのかという、やっぱりその前の部分のPRというのが、小学生にしたり近県にしたり九州にしたり、県内はもちろんですけれども、地元ももちろんですけれども、やっぱり大河ドラマによって、篤姫さんの魅力が国民に少しずつ浸透していったんじゃないかと、そういうところから来県者も増え、研修や仕事、また自分でも来たりする人も増えたり、観光のコースに組み込まれたりというようなことで、予想を上回るような収益というか、経済効果を生んだというようなことで、成功する秘訣というかな、そういうのは失敗したところもあるというふうなことも聞きましたけれども、やっぱり経済効果がそれだけ、費用対効果かな、そういう部分が上がってこなかったというところもあるかと思っておりますけれども、やっぱり鹿児島市は「翔ぶが如く」もありましたけれども、自分たちから観光の一環として組み込んでおるといふところで、見習わなければならないところで、私たちも研修に行ったわけですが、やっぱりこういうことがあったんだなということで、ためになったところでございます。

先ほどから、私が言うとは、例えば、金栗さんが走られたコースというかな、それじゃなくてもいいですけれども、やっぱり金栗ロードとか、何かそういう金栗先生にまつわる何か仕掛けとか仕組みというか、そういうものをしていくとか、先ほども教育長も言われましたけれども、金栗マラソンを新しくリニューアルというか、ちょっとやり方を変えるとか、距離をどうかする

とか、金栗先生の生家を通るとか、そういうようなコースの変更とか、そういうのも大事じゃないかなというふうに思いますし、やっぱりマラソンと駅伝の聖地は和水であるというような何か自負というか、そういうような思いも持って和水に定着するような仕組みかな、何かそういうものを何かつくり上げないと、せっかくの一大チャンスが無になっとじゃなかつかなと、今までいっちょん変わらんならですね。やっぱりそういうところで何か執行部のほうで、ここは絶対必要なんだとか、考えがあられば、ちょっとお伺いをいたしたいと思います。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） いろいろアドバイスに近いような形もいただきまして、ありがとうございます。先程来玉名市、南関町との連携という話もいたしてまいりました。NHKのドラマ館ということになりますと、玉名市もやる和水町もやる、というような形がどうなのか、最も効果的な形としてはどうなのか、そのへんも含めて検討を、これは早急ですけれども、検討をしていかなくちゃいけないというふうに思います。

また、さっき商工観光課長のほうから8月30、31日の東京のいろんな本部の往訪の紹介をいたしましたけれども、ここの部分は、これは語弊がある分はお許しをいただきたいと思うんですけれども、金栗先生といえば、やっぱり一番今知れわたっているというのは、我々にポンと飛び込んでくるというのは、箱根駅伝だと思います。この箱根駅伝の経緯、あるいは現状等々を利用しながらですね、このNHKの大河ドラマが終わった後も、あまり落ち込みが顕著でない形で、なんとか継続していかなくちゃいけない。そのためには御生家の活用が、どうしても必要であるというように考えるところでございます。

したがって、非常にテリトリーの関係で、箱根駅伝を持ち込むというのが非常に微妙なバランス上微妙なところがありますけれども、そこはそことしてですね、わけにこれだけはやらなくちゃいかなというお話がございましたけれども、箱根駅伝、あるいは朝日国際マラソン等々につきましてもですね、別途の形で、あるいは連携ができるのであれば、最低限連携ができるような形で進めてまいりたい。その窓口、糸口をつかむために、ごあいさつをしてまいりました。具体的なことにつきましては、これから具体的な御提案を町のほうからも各団体に対して申し上げなくてはいけないというふうに思いますけれども、そのへんにつきましても、どうか皆様方の御意見もアイデアも頂戴したいというふうに思います。

また、全体的なことなんですけれども、例えば、周遊のルートでありますとか、どこを強調する、起点にする、というような問題があります。したがって、このへんの組み立てにつきましては、それなりに専門知識のあるところに依頼をして、アドバイザー契約といいますか、等々も必要であれば結んで的確な組み立てをしていかなくちゃいけないのかなというふうに考えておるところでございます。

また、町内には、この箱根駅伝、あるいは陸上関係に携わっていただいているたくさんの方々がいらっしゃいます。そのお力もしっかりお借りして進めてまいりたいというふうに思うところ

でございます。

○議長（杉本和彰君）

9番 荒木拓馬君

○9番（荒木拓馬君） 9番です。先ほど言われましたけれども、金栗先生はなんといっても箱根駅伝の創始者ということであるかもしれませんが、そろそろ100回に近くなると思いますけれども、やっぱり学連の努力が、やっぱりああいう形で今もちゃんと権威ある大会としてテレビ放映までされているじゃないかというように思います。

でも、埋もれている金栗先生が創設された大会というのは、たくさんまだあるわけですね、数え切らんぐらいですね。例えば、有名ですけども、富士登山の駅伝とかもありますけれども、富士山を登るのもですね。あれは御殿場市あたりがやっておられるわけですけども、あれも自分から金栗杯をつくって先生がやられた大会なんですけれども、そういう金栗さんにゆかりのある大会というか、もつとる都市というか、地域、自治体が姉妹都市というといかんばってんが、何かで金栗さんと結び付くところがあって、昔和水会か全国みかわ会というのがありましたけれども、そういうつながりを持って協調し合いながら、協力し合いながらやって、そういうものを残せばですね、やっぱり金栗先生も喜ばれるというか、そういう部分を出てくるんじゃないかなというふうに思いますので、私たちが鹿児島に行って、学んだのは全てつなげるぞという、その思いがですね、やっぱり私たちにも伝わってきたんですよ。そういう部分では、本当に、これは関係なとかじゃなくて、これもこれもどぎゃんかつなぐっと、どぎゃんかなりやせんやというようにしないでですね、やっぱり和水は小さい町ですし、田舎ですので、同じことをしたらどっちかという、都会のほうが集まりやすかわけですよ。だけんやっぱり、それに負けんような、やっぱり生誕の地でもあるし、生家もありますし、その部分はどこに出しても一番というか、強い部分がありますので、それをどれだけ生かすかということが、これからの課題ではないかというふうに思いますので、しっかり頑張って進めていただければと思います。

それと玉名市あたりとの連携というようなことを先ほど、出しましたけれども、玉東町あたりにも何かおるげも協力することのあんならとか、直接聞いたんですけども。多分、議会の一般質問でも、そういうのが出てくるんじゃないかなというように思いますし、何かさっきの話だと1市2町とか三つぐらいの周辺自治体のあれは言われましたけれども、やっぱり玉名郡としても、議長も球技大会の時も御披露ばしなはったごたる部分もありましたので、やっぱり大いに玉名郡としての連携を深めていただきたいというように思いますので、その部分で町長の。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） まさに荒木議員のおっしゃるとおりでございます。玉東町は来年「西郷どん」ということで、やっぱり一生懸命になっておられます。その関係から、そういうお力添えのお話もいただいております。あと長洲からも荒尾からも、温かいお言葉をいただいております。もんですから、1市2町、どうしても中心になるのは1市2町でございますものですから、その

中に県にも入っていただいて、そのへんの連携が図れるようにということで、提案をしておるところでございます。当然ながら、御指摘がありましたように、個々の町、市につきましては、お願いを申し上げます。連携して取り組んでいかななくてはならないというふうに考えておるところでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（杉本和彰君）

9番 荒木拓馬君

○9番（荒木拓馬君） 千載一遇のチャンスというようなことでございますので、本当に命がけで頑張っていたきたいというふうに思います。

それでは、次に移りたいというふうに思います。

質問の2ですけれども、町財産の管理と今後の活用についてということで、1問目に町総合グラウンドの今後の活用をどのように考えているのか。

2問目でふれあい会館の使用は、いつ頃になる見込みなのか。

3番目に、農就センターの今後の対応はどのようになっているのか伺うということで、それと4番目に、三加和地区小学校跡地活用の状況は、ということです。

5番目に、三加和斎場の現状と、今後の町としての考えを伺うということで、三加和斎場に関しましては、ただいませきすい斎苑の部分で南関町との話し合いがなされているところだろうと思いますけれども、町としての考えというか、そういうものを方向性を出していただければと、決まるもんじゃなかかもしれんばってんですね、いただければというふうに思います。

よろしくお願いいたします。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） お答えを申し上げます。2番目の町財産の管理と今後の活用についてということでございます。

まず1番の町総合グラウンドの今後の活用をどのように考えているかということでございます。

町総合グラウンド周辺におきましては、現場、大規模開発の用途が学校用地というふうになっております。

現在開発用途をグラウンド等の施設として変更するために、400メートルトラック、野球コート、多目的グラウンド等を念頭に、まずは原状復旧の形で実施設計を委託中であります。開発用途の変更申請の承認を受けた後に原状に復帰しまして、今後の活用としては学校教育施設の運動の補完的施設、それから町民の健康増進に活用する施設、それから、スポーツの交流施設としての身の丈がありますけれども、そういう整備を行い、活用してまいりたいというふうに思います。

先ほども申し上げましたけれども、8月30、31日と日本陸連本部と陸上関係機関の本部等を歴訪しましたが、今後具体的な利用についての協力の依頼、金栗先生や箱根駅伝との結び付けなども図ってまいりたいというふうに考えております。

それから次に、ふれあい会館の使用は、いつ頃になる見込みかということでございます。ふれ

あい会館の対応につきましては、議会にも町民の皆様の御利用につきましても、大変御心配と御迷惑をおかけいたしております。熊本地震による天井のはく離、崩落の対応につきましては、様々な御意見等もあるかと思っておりますけれども、現状の安全確認、工事費用等についての第三者の確認も得たところでありましたが、7月6日の豪雨によりまして、といからの雨漏りが原因となり天井の一部がはく離した状況でございます。

本定例会に修繕費72万円を計上いたしておりますので、ぜひとも御承認をいただきまして、早急に修繕が終了次第に使用を開放したいというふうに考えておるところでございます。

それから、その次に農就センターの今後の対応はどのようになっているか伺うということでございます。農就センターにつきましては、御存じのように、昨年の熊本地震において、それまでの建物の老朽化というのもございます、ある意味では一番大きな被害かというふうに思います。被害を受けております。現在は、使用を中止しまして、同年8月から休館をしている状況でございます。強度調査等々をいたしましたけれども、なかなか今後の使用に耐えうる状態でもないというふうにとらまえておりますので、今後廃止に向けて、いろいろ調整を図ってまいりたいというふうに思います。

住民の皆様には、本年1月に乙丸地区の初寄の際、また5月の行政報告会の際にも廃止、閉館という考え方についても御説明を申し上げておるところでございます。

それから、三加和小学校跡地の活用状況はどうなっているかということでございます。

三加和地区の小学校につきましては、平成26年3月に学校統合により緑、神尾、春富の各小学校が廃校になりました。その後、緑小学校、十町分校、春富小学校につきましては、民間事業者が現状無償貸与をしている状況でございます。緑小学校につきましては、南側校舎の一部を果実堂に、北側校舎をアジル、なごみサポート、特定地域活動法人の熊本スローワークスクールに貸与しております。果実堂は、町内においてベビーリーフの生産、集客を行っているのは御存じのとおりですが、県北地区の営農活動の拠点化のため、事務所、資材の保管所、あるいは農具倉庫として活用を今現在されているところでございます。また、従業員の休憩所としても利用されております。

アジルは、農産物の生産、製造、加工及び販売を行っております。給食室をタケノコのボイル、総菜、漬け物等の農産物加工所として活用をいたしておるところでございます。

なごみサポートは、指定就労継続支援A型事業を実施されております。利用者が自立した日常生活、または社会生活を営むことができますよう、通常の事務所に雇用されることが困難な利用者であって、雇用契約に基づき、就労することが可能である方を雇用して就労の機会を提供されております。

スローワークスクールにつきましては、社会福祉貢献を中心とした事業を実施されております。

また、十町分校では、不登校などで適切な学習及び社会的教育を受ける機会を逸した子どもたちに対し、社会参加のためのきっかけづくりを実施していただいております。

具体的には、里山という自然と人と緑が豊富な場に来てもらい、学習環境保全活動等を共に行

いながら、社会参加への第一歩を手助けするという目的でございます。

春富小学校は、株式会社アクセス・ジャパンコーポレーションに無償貸与で利用をいただいております。アクセス・ジャパンコーポレーションは、学校跡を生かした地域活性化を目指すため、文化芸術分野の専門学校を設立し、モデル養成コースなど、五つのコースを設けて次代を担う人材育成を実施しているところでございます。また、コミュニティサロンの設置行い、地域住民との交流の場を設けることも、今後の具体的な計画として計画が上がっております。また同様に、これに教室を隣接しまして、田中城の資料室の展示等々に役立てるということで整備を考えておるところでございます。

最後になります。和水町斎場の現状と、今後、町としての考え方ということでございます。

御質問の和水町斎場の現状ですけれども、平成24年からせきすい斎苑の整備の話し合いが開始されたことから、和水町斎場については、平成24年以来火葬業務に支障のない範囲で最低限度の修繕を実施しております。あと何年稼働できるかが不安がないわけではありません。せきすい斎苑の整備の時期をはっきりとさせないといけない時期にきているところでございます。

今後の考え方ですが、和水町としては和水町斎場での火葬業務を継続するためには、相当の修繕費用が必要となることから、早期にせきすい斎苑の整備に着手したいと考えているところでございます。10月のはじめに、南関町との協議を持つというところでの現状でございます。

詳しいことにつきましては、担当課長にも説明させたいと思いますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（杉本和彰君）

教育長 小出正泰君

○教育長（小出正泰君） 荒木議員からお尋ねの総合グラウンドの今後の活用ということでございますけど、先ほど町長のほうから御説明がありましたけれども、私のほうからも同じようなことになろうかと思いますが、現在、番城グラウンドの位置は、学校用地としての使用というようなことでなっておりますので、この大規模開発の目的の変更をさせていただきたいというようなことで、今現在進めているところでございます。今年度末までにそれが終われば、これから町民の皆様方に使っていただくグラウンド、それから交流人口の増加等もあわせて、他市町村からの方々の御参加もいただけるようなグラウンドとして、それから、学校施設では自分でない所のグラウンドを補完的に使っていただくというような、このような点で計画をしているところでございます。

具体化内容につきましては、担当課長から説明申し上げたいと思います。

また、ふれあい会館の使用について、いつ頃になるかということの2番目の御質問でございますけれども、ふれあい会館につきましては、昨年熊本地震により天井の崩落等がありました。その中で詳細に調査いたしましたところ、上にある空調設備のダクトの結露が、その結露した水が天井材に当たり、そして、その所がネジ等も緩み崩落したというようなことがわかりまして、

まず、そのこのところをいちばん最初に補修しなければならないというようなことで設計変更、工事内容を変更させていただいたわけです。

その後、安全面につきましても、確認させていただき、そして、今回の議会にお願いしております7月に、また天井の一部が崩落したものですから、そのための補正予算として、72万円を計上させていただいております。その予算執行が可能になりますれば、すぐに発注し、使用したいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（杉本和彰君） 残り時間が少なくなりましたので、簡潔に質問、答弁をお願いいたします。

○議長（杉本和彰君）

社会教育課長 荒木和富君

○社会教育課長（荒木和富君） それでは、総合グラウンドの具体的な整備について御答弁したいと思います。

第1グラウンド、こちらには400メートルトラック、それからソフトボール場を配置したいと考えております。400メートルトラックにつきましては、その基点としての碍子を落とすのみでございます。ソフトボール場についても同様です。

また、第2グラウンドにつきましては、他目的に使用できる広場として整備をしたいと思っております。グラウンドゴルフ、ゲートボール、ペタンクなどのレクリエーションに使用できるものに整備をしたいと考えております。

以上です。

○議長（杉本和彰君）

農林振興課長 富下健次君

○農林振興課長（富下健次君） 私のほうからは、農就センターの今後の対応というところの中で、現在の農就センターの被害の詳細のほうを報告させていただきたいと思っております。

本年2月に就業センターの地震被災状況調査を行いまして、その結果が出ております。結果といたしましては、研修室を中心とする建物のうち柱のほうに横方向のクラックがございます。それから、至る所に壁にクラックが多数出ております。

その後、確認できる範囲ではございますが、床下のほうを確認しましたが、基礎のほうにも強度を著しく奪うようなクラックのほうも発見されております。

トータルで見ますと、現在ところ現時点での建築基準法で申し上げますところの不適建築物というふうになっております。

以上です。

○議長（杉本和彰君）

総合支所長 高木洋一郎君

○総合支所長（高木洋一郎君） 5番目の和水町斎場の現状と課題について、和水町斎場を管理

しております総合支所でございますので、答弁をさせていただきます。

先ほど町長が申し上げましたとおり、24年度に方向性が示されましたので、近い将来にせきすい斎苑が整備されるという見込みから、和水町斎場については火葬業務に支障のない範囲での修繕にとどめてまいったところであります。

しかし、28年には火葬業務に支障を与えかねない排煙塔の修理、そして、本年度は豪雨によります雨漏りが発生いたしましたので、修繕を実施しております。

また、火葬の台車2台ございますけれども、劣化が著しいことから、修繕を予定しているところでございます。また、待合室のエアコンの不調が発生いたしましたけれども、だましましどうにか、この夏は乗り切ることができました。特に、今後予想されますのが、火葬炉のレンガですけれども、これは使用頻度にもよりますが大体5年から10年でリニューアルする、補修する必要があります。前回の補修から既に10年を経過しようとしておりますので、次年度はこういった大きな補修が必要になると思われまます。点検、修理等が必要になる箇所が今後増えてくる見込みでございます。

ちなみに、24年度からこの5年間の修繕費は130万程度の修繕経費で極力抑えてまいりましたけれども、今年度以降大きな修繕の経費が必要になろうかと思込まれます。大体100万円から200万円が毎年必要になろうかと思われまますし、また経常的な経費が別途ございまして、こちらは燃料費ですとか、保守点検料、火葬業務の人件費等々400万円程度が毎年必要でございます。今後、長く使うためには、長くといひますか、業務に支障のない設備の維持管理をしていくためには、年間500から600万円程度の経費が必要になる見込みでございますので、せきすい斎苑の早期の整備を期待しているところでございます。

○議長（杉本和彰君）

9番 荒木拓馬君

○9番（荒木拓馬君） 総合グラウンドの件ですけれども、目的変更をしなくてはいけないということですが、いろいろと話はだいぶ前からありよったように思ひますけれども、目的変更、そがんと時間のかかるとかなというよな感想を持っているところでございます。

もう少し早くはできなかつたのかということ、お伺いをいたしたいと思ひます。

ふれあい会館もですね、前回工事をやつたということですが、また今度雨漏りということ、日ごろの管理というか、点検というか、見回りというか、上さん上がつてな言わんけんが、やつぱり雨どいから水が流れよつとかとかなですね、やつぱりそういうのは各担当課ですね、業者に頼むというところまではあれじゃろばつてん、本当に気を配ればそれぐらひはやつてもいいんではないかなというよな思ひますし、施設は非常に多いですので、各課の担当課のものが大雨の時、特に今年も瞬間的な大雨もありましたので、そういう部分も配慮というか、考えながらメンテはですね、財産のメンテに心がけてもらいたいというよな思ひます。

三加和齋場の件ですけれども、やっぱり南関町との話し合いが決着せんとなしゃがですね、とうとう延び延びになっていますけれども、今ちょっと私も参加しておるわけですけれども、南関町が何かにぎっとるごたる感じですね、一番大事な部分は。

○議長（杉本和彰君） 持ち時間がなくなりました。

○9番（荒木拓馬君） 南関町とのあれは、うまく和水としての思いというか、それははっきりと伝えていただきたいというように思いますので、よろしくお願いいたしたいというように思います。

もう時間がきましたので、終わらせていただきます。答弁があれば、お願いいたしたいと思えます。議長が許されるならば。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 時間もなくしまして大変申し訳ありませんでした。

1点だけ、一番生活に密着、どれもそうですけれども、和水町齋場につきまして、お答えを申し上げたい、今後の方針についても申し上げたいと思いますけれども、平成24年の協議の発足以来ですね、せきすい齋苑に統合しましょうということ自体は、これは終始一貫して決まっております。あとは改修、これをいつやるかということでございます。いろんな方法があると思いますけれども、先に統合するのか、あるいは改修を済ませてから統合するのか、両方の方法がありますけれども、南関町ともしっかり議員からも御指摘がありましたように、和水の主張は和水としてしっかりやってまいりたいというふうに思います。

先ほど申しましたけれども、10月に協議会ございますので、そこでもしっかり主張したいというふうに思います。

○議長（杉本和彰君） 以上で、荒木拓馬議員の質問を終わります。しばらく休憩します

休憩 午前11時5分

再開 午前11時15分

○議長（杉本和彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、笹渕議員の発言を許します。

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） 皆さんこんにちは。日本共産党の笹渕です。

最初に、働き方の改革についてであります。全国で長時間労働により労働者の過労死が続いております。南関町では時間外労働が月200時間以上になり、うつ病を発症したとして職員が公務災害申請を行うというマスコミ報道が行われております。安倍政権は今月下旬予定の臨時国会に働き方改革推進法の法案を提出しようとしております。残業時間は2カ月から6カ月の平均で月80時間、繁忙期で月100時間未満と定め、過労死ラインの残業時間を法的に容認するものとなっております。

ります。高度プロフェッショナル制度いわゆる残業代ゼロ制度は、全ての労働団体と全国過労死を考える家族の会や弁護士団体などの広範な市民団体が長時間労働と過労死を促進するもの、過労死防止法の流れに逆行している、容認できないなどと厳しく批判してきました。労働者が長時間労働で過労死や病気になるようなことがあってはなりません。その立場から質問いたします。金栗四三氏のNHKテレビドラマ化や菊池川ストーリーが文化庁の日本遺産に認定されたことで行政の仕事が増加しておりますが、それに見合う町職員の人数は確保されているか。臨時職員の責任の度合いについて伺います。以上、1回目の質問終わります。

○議長（杉本和彰君） 執行部の答弁を求めます。

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 笹淵議員の1項目めの御質問について答弁をさせていただきます。

まず、働き方の改革についてということでございます。その中で、金栗四三氏のNHKテレビドラマ化などで行政の仕事が増加しているが、それに見合う町職員の人数は確保されているか、臨時職員の責任の度合いについても伺うということでございます。

まず金栗先生のですね、テレビドラマ化。これは年度途中での大河ドラマの決定であることが一つ。それから本事業が限られた期間での対応になることが一つ。そういうことから、現在の職員数で何とか対応しようかということで、NHK大河ドラマ化に関わる業務増を理由としまして、それに対応する形での新たな職員の採用は難しきかというふうに考えておるところでございます。仕事の増加に見合う職員数は7月と8月、2名の専任担当者の人事異動で確保したところでございます。当然職員数が減少する課もありますけれども、異動で減少した職員の業務は他の職員で補いながら、現状業務を行っているところでございます。業務量と、それから職員の数につきましては今後もしっかり見守ってまいりたいというふうに思います。

それから、臨時職員の責任の度合いについてということでございます。例えば、コンプライアンスでありますとか、あるいは社会的責任でありますとか、これは正規も臨時も変わらないというふうに思いますけれども、臨時職員の位置づけ等を含めて担当課長から答弁をさせていただきます。1回目の答弁は以上でございます。

○議長（杉本和彰君）

総務課長 上原真二君

○総務課長（上原真二君） それでは笹淵議員の1番の臨時職員の責任の度合いという御質問です。回答させていただきます。現在和水町では多様化、高度化する行政ニーズに、そういったものに対応するために事務の種類や性質に応じて臨時職員、非常勤職員といった多様な任用勤務形態を活用しているところでございます。このような背景にありましての臨時職員の責任の度合いということですが、まずもって基本的な部分におきましては、総務省自治行政局の公務員部長の通知がござります。臨時非常勤職員及び任期付き職員の任用等についてということで、この中では、これらの臨時非常勤職員についての業務の内容や業務に伴う責任の度合いは常勤職員と異なる設定とされるべきものであると、留意すべきであるといったような内容でござい

ます。町長のほうからも説明がありましたとおり、一定の責任は臨時であろうと正規の職員であろうと思いますけれども、いざ、いろんな意味で雇用のいうなら期間であったりだとか、それと条例的なものでのその任用の保証、そういったものが臨時職員の部分については明記が詳しくなされておりません。具体的に申し上げますと、和水町職員の心がまえ規定、これの中にも位置付けておりませんし、さらには仕事の対価である賃金、労働契約期間等々についても常勤職員と比して任用によって制限があることなど、その責任の度合いはわれわれ常勤職員とは異なるものと考えております。よって、任用にあたりましては臨時職員等の任用の際はですね、期間であったり従事する業務の内容、それに伴う責任の重要度等を考えて、もっとも適した任用方法を取らなければならないというふうに考えております。いろんな意味で、業務の中でいろんな事故があったり等々がございますけれども、そういったものにつきましては組織的な責任というのがございます、その中に。その上に主事もおりますし、係長もおります。課長補佐、課長と、そういったもので対応していかなければならないというふうに考えております。以上です。

○議長（杉本和彰君）

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） 先ほどの南関町の職員のことですけれども、昨年6月の大雨の災害復旧の担当で、長時間労働あるいは職場の人間関係の悩みによって昨年10月にうつ病と診断をされていると。1カ月の時間外労働は202時間、半年間で699時間を上回っていたというふうな報道です。これは長時間労働により民間だけでなく自治体職員も被害が及ぶことをですね、示しているんじゃないかなというふうに思います。そこでお聞きをしますが、本町では正職員の時間外労働は多くてどれだけになっているか。また、サービス残業があればですね、把握されているかどうか。それが第一点です。それから、まず先ほど正職員の責任というのは言われませんでした、どんなに時間がかかっても仕事を完了することが正職員の責任だというふうに思いますが、残業で時間がかかった場合、すべて残業代としてですね、支払われているのか。これが問われるわけですが、サービス残業になっている部分というのはないのか。これを二つ目にお聞きをしたい。それから三点目に、それに比べて臨時職員の責任というのは、先ほどの答弁では明確ではないというふうなことでしたが、指定された労働時間というのはあるかと思いますが、そこで仕事も終わっていると、時間内です、終わっているかというふうに思います。その時間内で仕事が終わらない場合ですね、その分は、じゃあ正職員がやっているのか、ということですね。これをちょっとお聞きをしたい。ちょっとわかりにくかったかもしれませんが、以上三点ですね、お聞きをしたいと思います。

○議長（杉本和彰君）

総務課長 上原真二君

○総務課長（上原真二君） 一点目の時間外労働、職員で多いもので大体どれくらいかということですが、すいません、資料を持ち合わせておりませんので後ほど回答させていただきます。

それと、サービス残業の部分はないのかということです。正規の時間外労働の命令といったような形で正規の手続きをとる。遅くまでやるのは基本、時間外労働、時間外勤務として対応いたしております。ただ、現状といたしましては5時半から6時とか、その程度は各々それぞれ、この分野については、なんといいいますか、終わって帰ろうとかですね、そういった部分もございません。ただ事前に時間外の命令をきる形になりますけど、そういった部分については法にのっとってですね、きちんとお支払いをしておりますし、休日につきましては休日の代休の規定がございます。そういったものにのっとって行われております。

それと、臨時職員。終わらなかった場合の臨時職員ですけども、基本臨時職員は時間がききましたならばもうお帰りいただくというのが基本でございます。終わらなかった場合は、当然また次の日とかに来てやるわけですけども、職責としての立場もありますけれども、基本どうしてもこの業務については国の申請をしなきゃいけないとか、そういった先ほど言いましたそれぞれの職責にあったところの臨時職員をあてております。そういう本来職員がとるべき国、県との交渉であったりとかですね、申請であったりといった分野にはなかなかその性質上ですね、雇用の性質上、職員をあてるわけにはいきませんので、そういった雇用体系の中で対応をしておるところでございます。以上です。

○議長（杉本和彰君）

12番 笹淵賢吾君

○12番（笹淵賢吾君） 合併してですね、正職員の人数を減らしてきたと。そういう面で新しい事業とか合併後もいろいろあって臨時職員が公募されると。防災無線でもしょっちゅう募集が行われておりますけれども、町長のさっきの答弁では、金栗四三さん関係は年度途中で出てきたということでもありますので、是非ですね、来年、再来年と続いていきますので職員の増員ですね、これをやるべきだというふうに思いますけれども、その一点だけお聞きをします。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） たしかにですね、職員頑張って、それぞれに頑張ってくれておまして、無理をかけてるというところは私自身が非常に、なんといいいますか、気にしているところがございます。したがいまして、なるべく業務量につきましてもですね、緩和するというようなことで新規の職員採用等々についてはですね、余裕をもって募集をするというようなことで進めておるところでございます。

○議長（杉本和彰君）

12番 笹淵賢吾君

○12番（笹淵賢吾君） それでは次にいきます。

次に、三加和温泉交流センターについてであります。一つ目に、合併後11年間の三加和温泉交流センター入館者数について伺います。それ以前もわかれば伺います。

二つ目に、三加和温泉交流センターは、建設後四半世紀経過しておりますが、NHKテレビド

ラマ化で来町者の増加も見込める中で、増改築の検討が必要と思いますが、どう考えるか伺います。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 笹渕議員の2番目の質問に対しましてお答えを申し上げます。三加和温泉交流センターについてということでございます。合併後11年間の三加和温泉交流センター入館者数について伺うと。それ以前もわかれば伺う、ということでございます。この三加和温泉交流センターあるいはロマン館も同じですけども、年々減少傾向が続いております。事実のみを申し上げますと、平成18年度で約17万3,000人、それから平成22年度になりますと12万6,000人、平成28年度は約7万2,000人ということになっております。なお、これまでの最高に来館いただいたというところになりますと、平成8年度に約30万8,000人という来館者を迎えておるところでございます。詳細については後ほど担当課長から御案内を申し上げたいというふうに思います。

次に、2番目の三加和温泉交流センターは建設後四半世紀経過するが、NHKテレビドラマ化で来町者の増加も見込める中で、増改築の検討が必要と思うがどう考えるかということでございます。三加和温泉ふるさと交流センターは、現在約25年ばかりを経過しております。施設の老朽化対策を講じる必要があると考えますが、新たな財政負担も生じます。慎重な判断が必要であるということではないかというふうに思っております。また、既存の施設を有効活用するという考え方とともにですね、行政主体のみにとらわれることなく、民間の投資を呼び込めるよう働きかけ、指定管理者の公募選考等の制度を通じて民間との協働を目指していかなくてはならないかというふうに思っております。特に、御指摘のとおり大河ドラマの効果につきましては大いに期待したいところでございますけれども、効果を生み出すためには、是非、わざわざにでもここに来て、来たいと、ここに来てみたいと思える魅力をハード、ソフト両面から作り上げることができかどうかだと思いますので、現状では大変厳しい状況であることも認識をいたしております。例えば、今現在、交流館の2階というのがなかなか思うように利用されていない。このあたりを利用しましてですね、活性化を図ることはできないかというようなことで現在模索検討しているところでございます。また、ソフトの面でもですね、三加和温泉郷活性化協議会等々の活動を通じまして、この三加和温泉の泉質等もしっかりアピールしまして、ウェブサイトを活用しながら認知度向上、来客増加に努めてまいりたいというふうに思います。これも、担当課長のほうから補足をさせていただきます。以上です。

○議長（杉本和彰君）

商工観光課長 前渕康彦君

○商工観光課長（前渕康彦君） 三加和温泉交流センターでございますが、平成3年開館後に順調に入館者増えまして、平成9年度まで30万人を維持しております。その後、平成10年度から12年度にかけては25万人と5万人ほど落ち込み、それから16年度には20万人。そして平成19年度には15万人と、5万人単位で落ち込みが出てきております。そして23年度には10万人、28年度には

7万2,000人ということで、入館者数が減ってきてる状況でございます。また、増改築の検討等でございますけれども、やはり施設の老朽化対策講じる必要があるかと思いますが、新たな財政負担が生じることから、慎重な判断が必要であると考えております。ただ、どうやってお客様を呼び込むかということについてはソフトの充実が重要かと思っております。三加和温泉郷活性化協議会の活動を通じて強アルカリ性の魅力をアピール、ウェブサイトを立ち上げその中で情報発信をしてみたいと考えております。ただ、厳しい状況、これはやはりいろんな施設が周辺にどんどんできて、厳しい施設間の競争にさらされてるということで、これに打ち勝っていくということが必要かと思いますが、なかなか厳しい状況であると認識しております。

○議長（杉本和彰君）

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） 神尾小学校がNHKドラマ館のお客様を呼ぶためのですね、そういう形で進められております。それを含めて温泉客を増やすということも狙いの一つで、あそこの場所にと話もあっております。それで、入館者数をですね、聞いたわけですが、平成8年度では30万8,000人ということで、30万人ぐらいはいたけれども、それから合併後17万3,000人と。それから現在では7万1,500人ということで、これ見てみますと、合併の18年度に比べて現在が28年度が41%まで落ち込んでるんですね。それからちょっと兼ねて考えると緑彩館も52%、同じようにですね、緑彩館も温泉センターのお客さんと同じような形で推移して減少してるというような状況なんですね。それで1日にしますと、平成3年は1日800人ほど、880人ほどですね、来てたわけですが、現在では1日204名と。これ1年に350人というふうに計算した場合、204人しか現在は来てないということです。平山温泉とか周りにですね、温泉がたくさんあって、そういう競争もあって厳しいということは私もわかるんですが。それで公営の施設、山鹿市の施設、幸の国健康館ゆーかむというのがありますが、これはですね、平成15年に11万2,000人ほど来てたんですね。ところが平成26年、60.3%まで落ち込んでると、そういう状況です。民間移譲ということで株式会社が平成27年10月1日から運営しておりますので、若干違い、今は公設ではありませんけれども、こういう状態になってます。ここで、私資料を持ってるんですが、ちょっと気になると思いますか、減少してない部分があるんですが、実は市内と市外、会員という形でここは入館者がそれぞれの人数が把握されてるんですね。市内の、要するに市民の方が利用するというのは80%まで落ち込んでるだけで、20%しか減ってないんですね。ところが、市外からよそのお客さんが33%まで落ち込んでると。ですから全体的に60.3%に落ち込んでるとい状況なんですね。もう一つ、水辺プラザかもと温泉ですね、これを見てみますと、平成15年に27万2,000人来てたわけですね。平成28年になりますと87.8%、約12%ほど減ってると。しかしこれ、健闘してるんじゃないかなというふうに思いますけれども。なぜこういうふうに温泉センターとですね、山鹿市の温泉施設が入館者が違いがあるかという、私は土地の関係もあるかと思いますが、実は浴槽ですね、これがかなり違うんですね。温泉センターは平成4年から始まっていますので、ある意味では周りには温泉がない、施設がないという状況で始まって、昔のまんま、建てたままの

状態できてるという状況なんです。ゆーかむはですね、6種類あるんですね、檜内湯と檜露天、檜葉湯と、これが檜の関係で3つあって、岩関係、岩内湯、岩露天、岩葉湯と3種類あるんですね。これを、1週間ごとに男女入れ替えるというふうになってますから、6種類がですね、入れると。だから、お客さんが楽しめるというふうなほうに持って行ってあるんですね。水辺プラザですが、これはですね、10種類あるんですね。主浴と、それから高温室とか、それから温泉風呂、電気風呂、ハーブ風呂といった、もういっぱい10種類あるわけですね。こういったものでお客さんに満足してもらうという形でできて、やられてるんですね。そういうことで、いろいろ私も町民の方とか若い人に、今の三加和温泉どうだろうかというふうに聞いてみますと、やっぱり昔のままということで、サウナもなければジェットも何もないと、そういうことでやっぱりよそに行きたいというのがですね、やっぱりあるんですね。ですから、やっぱり温泉の中のほうのですね、増改築というか、検討しないとですね、例えば金栗さん関係でお客さんが来たとしても、ああこういう施設か、ということで、じゃあ2回3回と来ようかというふうになるかというたら、私は厳しいんじゃないかと思います。やっぱり平山温泉もありますし、こういうどこでもですね、競争競走というふうにやってますから、そういう面で、是非ですね、増改築もですね、検討していただきたいというふうに思います。その点でどうでしょうか。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 今、笹淵議員のほうからいろんなパターンを含めて工夫が必要だ、それから浴槽の改装も必要ではないかというような御意見をいただきました。そこはごもっともな部分だと思います。では、すぐどう踏み切るかということですが、申し上げましたように、非常に財政的な部分も伴う、それから継続性も伴うという部分がありますので、検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（杉本和彰君）

12番 笹淵賢吾君

○12番（笹淵賢吾君） いろいろ他の市の温泉施設も含めて議論してるわけですけども、やっぱり、金栗四三さんのドラマ化というのは、ある意味ではもう大チャンスだと思うんですね。そういうときに、財政も厳しいというのはたしかにわかります。しかし、何らかの手を打たないとですね、私はこれはある意味での失敗につながるんじゃないかなというふうに思いますし、どういう形ですかですね、そういうお客さんの思いにこたえるとか、そういうこともやっぱり検討していかなければならないんじゃないかというふうに思います。唯一この近辺ではですね、和水では、温泉の一番いいということで、温泉郷もありますけど、非常に評価も高いというふうに思いますので、是非ですね、検討していただきたいというふうに思います。どうでしょうかね。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） この三加和温泉郷でも、いわゆる民間施設といいますかですね、このへ

んはもう今立派に経営をなしておられますし、そういう意味では公設といえどもですね、可能性を求めていかになくちゃいけないというのは重々理解するところでございます。先ほど申し上げましたように、いだてんの推進協議会等々も含めましてですね、現状は検討させていただきという事でお願いしたいというふうに思います。

○議長（杉本和彰君）

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） それでは次にいきます。

次に教育問題についてであります。

一つ目に、教職員の長時間労働が問題になっておりますが、なぜ忙しくなったのか。1日と1カ月の勤務時間はどれぐらいになっているか伺います。

二つ目に、町内小中学校教員の正規・非正規職員数と非正規教職員の賃金について伺います。

三つ目に、町内学校給食の地元食材の使用は何割か伺います。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 笹渕議員の3番目の御質問についてお答えを申し上げます。教育問題についてということでございます。まずいちばん始めの、教職員の長時間労働が問題になっている。なぜ忙しくなったのか。1日と1カ月の勤務時間はどれぐらいか、という御質問でございます。今や大きな社会問題としても取りざたをされております。教職員の長時間労働というのも大きな要素として深刻化しております。大きなところで申し上げますと、脱ゆとりに伴う学習指導要領の改訂等々でですね、授業時間も増えた。また、部活動指導や事務作業の負担が重くなっていることが、一つの大きな要因でもあろうかと思えます。答弁とは関係ありませんけども、やっぱり町の業務につきましてもですね、従来は国、県でお願いしてたものが、市町村に下りてきてるといようなことですね、そのへんで非常に圧迫されてるといようなところはあろうかとも思えます。この1番、それから2番目、町内小中学校教員の正規・非正規、非正規職員の賃金、それから3番目の町内学校給食の地元食材ということにつきましては、教育委員会のほうからお答えをさせていただきたいというふうに思います。

○議長（杉本和彰君）

教育長 小出正泰君

○教育長（小出正泰君） 笹渕議員の教育問題について、特に最初の教職員の長時間労働が問題になっているがといような、このことで御質問いただいておりますので、お答えしたいと思います。

その前に、御存じだと思いますけども、教職員の働き方ということについて少し説明もさせていただきます。通常日は朝の登校時間、大体子どもたちは7時半ぐらいには来ております。その折には職員は大体勤務しておるといような状況でございます。実際上の職員の勤務時間の開始は8時15分または20分というようなところでございますけれども、子どもが登校してい

る以上、安全確保のため、または何かあった場合の連絡体制、こういうことで早く出勤していただいているところですが、そのあと健康観察やそれから今、朝の読み聞かせ、読書活動ですね、いたしまして、そのあと授業に入り、それから給食というのが義務教育、本町でもやっておりますけども、給食も実はこれは指導ということで勤務時間に入ることになります。だから、給食を子どもたちが食べるあいだも勤務時間というふうなことでなってます。そのあと休憩ということになります、45分の休憩時間も、もうすぐに掃除等もして、5時間目6時間目という授業に入ってくださいという。そのあと、校内研修、あわせて子どもたちの教育相談、それからなかには部活動の指導、こういうようなのもありまして、大体小学校であれば部活動は週2時間というところが多いんですけども、その間やはり、明日の授業の準備、今日の授業のまとめ、こういうのもいたします。小学校では大体2時間から3時間ぐらい勤務終了後、大体だから6時半から7時ぐらいには帰っていただくようにはなっているようでございます。中学校になりますと、ほとんどの先生が1人で部活というわけにまいませんので、やはり交代で2人体制でやはりお願いしてるところですけども、それでもやはり和水町のほうでは、7時には部活動完全下校させてくれということでお願いしてあります。ということは7時までは先生がたは部活動についておられますから、子どもたちが完全に安心して帰ったのを、下校したのをほぼ確認したあと、7時半以降、本来の自分の先ほど、授業のまとめ、それから明日の準備、そういうようなことをされて帰られることが多ございます。ですから、中学校の先生はやはり7時半から8時ぐらいに退勤という方がほとんどでございます。そういうようなことで、あわせて子どもたち自身のやはり状況の変化は、社会変化にも即しております。そういうようなことで、その対応と、それから保護者等からもいろんな御意見いただく、そのための打ち合わせ、会議、こういうのもありますので、そういうことが大きな原因だろうかと考えております。それから、先ほど申し上げましたように、1日の時間の関係を含めましては大体7時半ぐらいには出勤していただいて、夕方7時以降ぐらいが大体中学校ということになりますので、そういうような勤務の体系をしている。ただ、町といたしましても先ほど具体的などというふうな対応をしなきゃならないかということで、部活動であれば2人体制にする、交代交代でしていただくとか、それから週に1回は定時退勤日で時間にはもう帰っていただくというような。さらに、具体的なものについてはまた検討していただいていると、こういうのが教職員の働き方といった勤務だろうと思っております。

それからあと、2番、3番につきましては学校教育課長のほうから御説明申し上げたいと思います。

○議長（杉本和彰君）

学校教育課長 樋口哲男君

○学校教育課長（樋口哲男君） 議員御質問の（2）、（3）についてお答えいたします。まず（2）の町内小中学校教員の正規・非正規職員数と非正規職員の賃金についてでございますけど、学校には県の費用から支給される正規の先生がた、臨時職員、非常勤職員の先生がた、また町の費用から支給しております複式学級補助員や特別支援教育支援員などの臨時職員、それから司書補助

員や公務支援員などの非常勤職員がいらっしゃいます。学校に勤務される全職員数としてとらえてですね、申し上げたいと思います。今年の5月1日現在で町内7つの学校に県費負担の職員が81人、町費負担の職員が28人、合計で109人となっております。また、正規・非正規職員別で申し上げますと、正規職員が78人、非正規職員が31人となっております。非正規職員の賃金でございますが、県費の非正規職員は県のほうで定めた賃金となっております。町で雇っている非正規職員の賃金は職種によって異なりますが、おおよそ1時間あたり750円から900円程度となっております。

次に、(3)でございますけど、町内学校給食の地元食材の使用は何割かということでございますけど、現在、学校給食は菊水共同調理場と三加和共同調理場で運営しており、各調理場に納入される食材、給食物資は、共同調理場運営委員会により承認を得た業者と契約し、献立に合わせた食材を納入いただいております。納入業者は町内の業者を中心に選定しており、JA玉名やロマン館、緑彩館などの町内の業者12業者と町内ではまかなえないものや各物資等の値段により県学校給食会やらくのうマザーズなどの町外の業者7業者、合計で19業者と契約しております。地元食材の使用の割合ですが、米はJA玉名から納入いただいております、和水町産のひのひかり100%使用しております。野菜、果物については町の特産でありますスイカ、メロン、巨峰などはすべて町内で生産された地元の食材を使用しています。その他の野菜、果物については献立に合わせて収穫時期、価格、数量確保等を考慮して使用しており、全体の約7割が町内産を含めた熊本県産の地元食材、約3割が県外の食材といった状況でございます。その中でも、タケノコ、ナスなど町内で生産が盛んなものについては、できる限り地元食材を使用するように努めているところであります。また、肉、肉加工品については町内の業者から町内産、熊本県産の品質、規格など厳選したものを納入いただいているという状況でございます。以上です。

○議長（杉本和彰君）

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） 今、教育長の答弁のあったとおり、先生たちは朝7時半までぐらい来てですね、子どもたちが来る前に出勤をして、そのあと夜の7時8時頃まで勤めをされてるということで、時間で言えばですね、本当に12時間ぐらいのですね、学校に拘束されるというような形で、ある意味での長時間労働がずっと月曜日から金曜日まで続いているんじゃないかなというふうに思います。そこで、一つお聞きをしますが、超勤手当というのは先生がたは出ているのか、お聞きをしたいと思うんですが。今、全国最低賃金制ということで、時給を1,000円にということで労働者側は今、要求をしているというような状況ですけれども、教職員は子どもに教科や、人としての生きる、そういったこと教える側なので、財政的にはですね、生活に困らないような、しなければならないというふうに思いますけれども、こういった面も含めてですね、超勤手当というのはどういうふうになってるのかということをお聞きをしたいというふうに思います。

それから、文部科学省がですね、28日に2016年度の公立小中学校教員の勤務実態調査というのを速報値を公表しております。中学教諭の約6割が週60時間以上勤務していると。過労死の目安

とされる水準を超えていると。前は2006年、10年前ですけれども、調査があつて、そのときに比べると教諭や校長ら全職種でですね、勤務時間が増えていると。中学校では土日の部活動の時間が倍増してるという状況です。それから、教諭の1日あたりの平均勤務時間は、小学校で前回調査から43分増加してる。先ほど教育長答弁でありましたけれども、1日の労働時間が11時間15分になってると。中学校で32分、10年間で増加して11時間32分。こういうふうによ、小学校では33.5%、中学校では先生がたが57.6%の教諭の方が週に60時間以上勤務してると。20時間以上残業をしていたということが、調査の中で出てきております。こういう状況の中で、私は先生たちが、これは教育の場ですから、普通の労働者と違って聖職的な形もあつて、違ふ条件下にあると思ひますが、やっぱり時間外勤務ですね、これを多くの教職員が強いられる状況が、実態が明らかになつてゐるということではですね、子どもの教育にとつても、労働者の生活と権利にとつても大変な問題だといふふうに思ひますし、そういう面では労働時間の削減といひますか、減らすということもやっぱり考へていって、先生たちの悩みとかもですね、教育委員会としても掴んで、一部に聞きますと先生たちがうつになつたりとかいろいろな病氣にもかかつてるといふ話しも聞きますので、是非教育委員会がですね、そういったことも調査をしていただきたいと思ひます。

それから、3点目の学校給食の件ですが、町内で米は100%と、野菜が7割といふふうによ、ことによ、そういうふうによ理解していいんですかね、課長。全体の7割が町内の農産物は野菜、果物とか利用されてるといふ理解でいいですかね、それで。

（「熊本県産含めてです」と呼ぶものあり）

○12番（笹渕賢吾君） 県産含めてですね。県産を含めてということによありますので、質問したいと思ひますが、秋田県の五城目町といふのがありまして、ここの第一中学校の学校給食は文部科学大臣賞をもらつてると。その内容としては、以前の農産物の使用といふのは1割程度だつたと。ところが、平成22年に米部門で9名、野菜部門で7名の生産者、この16名で五城目エコファーマーズを組織をすると。そして平成25年度の重量ベースで農家の方が出荷をしていただいて、50%を地場農産物で補うよになつたといふふうによなつてます。これは、栄養士さんが呼びかけたそうによ、例えば、カボチャをですね、缶詰にするといふ提案をして、それを一次加工したといふことによ給食での通年使用が可能となつてゐると。こういった加工品の種類をどんどん増やしながらやつてゐるそうによ、中味としては福神漬け、切り干し大根、ショウガ、トマト、甘酒。こういったものを加工して、年間を通じて子どもたちに、学校給食に出してゐるといふことによなつてですね。だから、すべて町内の農産物を利用してると、加工品についてはですね。そういうことによあります。それから、もう1点ですね、地域創造協議会が町にありますよ、今、この間も防災無線で言われておりましたが、自然農法ていひますか、そういったことによ広めていこうといふことによありますよ、石川県の羽咋市でですね、自然農法農産物を学校給食にといふことによ、やっぱり農薬もかけない安全な農産物を子どもたちに食べさせたいと、こういうことによやつてゐます。是非ですね、この和木町でも地域創造協議会でそういう生産者を集めて、行きつく先はどのような

うにするのかということもですね、生産したものをどこに出すのかとか。私はこの学校給食にですね、先ほど県内からという話がありましたので、県内からよりももっと近くの町内の農家の農産物ということで、是非ですね、先ほど言いましたけれども、米部門、野菜部門で秋田県のほうで五城目町というところでやっていますので、そういうこともですね、是非検討していただきたいというふうに思いますけれども、よろしく申し上げます。どちらからでも、はい。

○議長（杉本和彰君）

教育長 小出正泰君

○教育長（小出正泰君） 笹渕議員の御質問の教職員への調整手当ということになっておりますが、教職員につきましては教諭等ですね、つきましては、給与の100分の4の手当をいただいております。時間外手当ということはございません。そういうようなことで、調整をさせていただいて、これはもう国全体でございますので。管理職は別に管理職手当、事務職員等についてはございません。教諭等でございます。それから、文科省の調査の結果でございますけれども、勤務時間等につきましてですね、非常に私たちも、調査もずっとしておりまして、個人別にも月別にもやっているとございまして、その中で是非というようなこと、今、町としてもですね、いろんな内容等を改変させていただいております。例えば、小学校の運動部活動、これにつきまして平成30年度末には社会体育への移行ということで、今、検討委員会を進めさせていただいております。それから日常的には日課表だとか、それから職員会議だとか、こういうような5分でも10分でも移行できるものについて、それとあわせて、すべて学校がまかなうというのではなくて、コミュニティスクールということで地域と保護者、それから学校が一体になって学校運営をしていくという、そちらのほうにも今、検討を進めている。あわせて、子どもたちの心の悩み、家庭の状況、問題等についてもスクールカウンセラー、それからスクールソーシャルワーカー、こういう方々をお招きして対応していくというようなことで。しかしながら、非常にやはり子どもが目の前におる場合は、どうしてもやはり安全第一、命第一ということですね、進めておりますので、なかなか減らせないところありますけれども、いろんなところを今検討している状況でございます。以上でございます。

○議長（杉本和彰君）

学校教育課長 樋口哲男君

○学校教育課長（樋口哲男君） 議員御質問の給食、農産物、町内ですね。農産物の拡充ちゅうか、そのへんの問題で、まず農産物の加工とか地域創造協議会の関係はですね、また別にあるかと思っておりますけど、今の拡充についての学校給食からのですね、現状についてちょっと申し上げたいと思います。まず、学校給食では第一に町の子どもの命と健康を重視するため、安心、安全な学校給食の提供に努めており、各農産物の量の確保や品質の安全性の確保の観点から、農産物を管理、検査する機関が必要となります。そのため、農家との直接契約は難しく、農家からの物資納入をする場合には、その間に入る機関が必要かと思っております。現在ではそれが、ロマン館、緑彩館等になるかと思っております。また、給食にも限りがありますので、給食費にも限りがあります

ので、その中で町内物資納入業者が使う各物資の値段も考慮しながら、給食物資の発注をして、できる限り町内で作られたものを中心に地元食材を使用するように、現在努めておるところでございます。以上です。

○議長（杉本和彰君）

商工観光課長 前淵康彦君

○商工観光課長（前淵康彦君） 地域雇用創造協議会で自然栽培に取り組んでるけれども、その生産したものをどうやって売るかというこの一つに、学校給食に取り入れてはどうかという御意見だと思います。議員の御意見、まさに、非常に有り難いアドバイスだと受け止めております。羽咋市につきましては、私も少し以前調べておりましたので、存じ上げてるんですけども、たしか行政とJAが共同で自然栽培に取り組んでいるということで、JAが自然栽培に取り組んでるというのが一つミソなのかなと思っております。関係者の理解を得ながらやっていくことの大切さを思っております。

○議長（杉本和彰君） 持ち時間がなくなりました。

以上で笹淵議員の質問を終わります。

（「議長」と呼ぶものあり）

○議長（杉本和彰君）

総務課長 上原真二君

○総務課長（上原真二君） 1番の御質問のところでは笹淵議員より、時間外勤務の多くて何時間かという御質問がありました。直近の8月の実績で19時間が一番多ございます。業務は、主な業務として古墳祭業務でございます。以上です。失礼いたしました。

○議長（杉本和彰君） しばらく休憩します。

休憩 午後0時16分

再開 午後1時15分

○議長（杉本和彰君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、池田議員の発言を許します。

10番 池田龍之介君

○10番（池田龍之介君） 改めまして、こんにちは。10番議員の池田であります。しばらくの間、私にお付き合いのほどをお願い申し上げます。また、本日も議会傍聴に足を運んでいただき、ありがとうございます。心より感謝と御礼を申し上げます。さて、夏の風物詩と言ってもいいような高校野球全国選手権も埼玉県代表の花咲徳栄高校が全国制覇を成し、埼玉県に初めて真紅の優勝旗を手にして終わりましたが、最近のスポーツ界に目を向けますと、若い選手が目覚ましい活躍がマスメディアをとおり、伝えられております。一昨日の9日に、福井県営陸上競技会で開催されております日本学生対校選手権の100メートル決勝において、東洋大学生の桐生祥秀選手が日

本陸連をはじめ、短距離界にとって悲願であった9秒台の走り、いつ、誰がを実現する、日本人初の10秒の壁を破る9.98秒の9秒台で優勝を飾りました。まだまだ、列記すればきりがありますが、バトミントンでは我が町の竈門出身で、再春館製菓所所属の廣田彩花さんが、スコットランド、グラスゴーのエミレーツアリーナにて、先月、21日から27日まで開催された2017年世界バトミントン選手権大会において、女子ダブルスの福島由紀選手とのペアで、惜しくも決勝で敗れはしたものの、初出場の世界大会で堂々の準優勝の銀メダルを獲得いたしました。まことに喜ばしいことであり、心よりお祝いを申し上げますし、今後の益々の御活躍を期待しながら見守っていきたいと思います。さて、前置きはこのくらいにいたしまして、会議規則第61条第2項の規定により、行財政運営の取り組みについて通告をいたしておきましたので、若干質問をいたします。行財政運営の取り組みについて、6月定例会に引き続き、肥後民家村と3月定例会に問題提起をいたしました。が、半年あまりの時間が過ぎましたけれども、何ら進展を見い出せずじまいの感がある、また、消化不良の思いもあるふれあい会館について、是は是、非は非との思いから、お伺いいたします。まず、肥後民家村関連について、4点お聞きいたします。

(1) 肥後民家村入居事業者の選考方法が従来の方法から昨年度より違う選考方法で実施されましたが、どのような考えで従来の選考方法から違う選考方法の実施を許可されたのかお示しいただきたい。

(2) 肥後民家村に入居中の2事業者から6月末で使用許可が終了することを不服とし、入居の継続等を求める要望書が二十日あまりの期間で集められた町内外・県外の方々の1,054名の署名を添付の上、提出されたのと、公開説明会の要求がなされたのを受け、公開質問の場を設けられた中で確たる返答もなく、「熟慮いたします」と言われと記憶をいたしておりますが、間違いありませんか。間違いなければ、どのような事柄を主に熟慮なされたのかお示しいただきたい。

(3) 肥後民家村に移築・復元された旧緒方家の土間が、生コン打設及び雨水対策の一つとして、グレーチング付の雨水枡が布設してありますが、実施年度、事業費、起案者は誰なのか、また、どのような考えで施工許可並びに施工なされたのかお示しいただきたい。

(4) 肥後民家村入居事業者の施設利用料の決定はどのような経緯のもとでなされるのか、お示しいただきたい。

続きまして、ふれあい会館関連について2点お聞きいたします。

(5) 昨年4月の熊本地震後のふれあい会館天井崩落復旧工事における、当初設計委託料及び設計変更に伴う設計委託料はそれぞれいくらかお示しいただきたい。

(6) ふれあい会館復旧工事完了後、業者からの提出書類に不備があるにも関わらず、工事代金が支払われたのはいかなる理由か、お示しをいただきたい。執行部におかれましては、聞かれたことのみで結構ですので、簡単明瞭なる答弁をお願いいたし、再質問以降の質問は質問席より行います。

○議長（杉本和彰君） 執行部の答弁を求めます。

町長 福原秀治君

○町長(福原秀治君) 池田龍之介議員の御質問に第1答弁としてお答えをさせていただきます。まず、行財政運営の取り組みについてということでございます。1番の肥後民家村の運営について、1番でございます。肥後民家村の入居事業者の選考方法が従来の方法から違う方法での選考方法をどのような考えで許可されたのかということでございます。肥後民家村の入居者の選考につきましては、平成28年度から工房等の入居事業者について、それまでの1年更新の面接更新から1年更新の公募選考に変更を行っております。これは、できる限り肥後民家村のいろいろな面で魅力アップと集客による地域活性化につながらないかということでございます。年間1万5,000人前後の利用者数をいかに増やして800万円程度のコスト負担に見合う費用対効果をどう高めていくかという課題の解決に向けた取り組みでございまして、是非とも御理解を賜りたいというふうに思います。公募選考につきましては、これまで入居事業者の会議で数回程度説明をし、平成27年度からの使用許可及び協議書において、当該年度中に、翌年度4月からの入居事業者の公募選考を行うということを明記させていただいております。毎年度、町と入居事業者の皆様との間で協議書を交わし、取決め事項を確認してきているところでございます。また、行政財産の使用の取り扱いについては公募選考することを原則基本とします国の基準にもならいまして、町も公募選考を実施してきているところでございます。まち・ひと・しごと創生総合戦略、道の駅等を拠点とした地域活性化計画に基づく民間活力の導入による地域活性化をはかる取り組みの一つであるというふうに報告を受けております。

その次に、2番目の肥後民家村の入居事業者からの要望により、公開質問の場を設けられた中で、確たる返答もなく熟慮すると言ったけれども、そのような事柄を、どのような事柄を主に熟慮したのかということでございます。まず、4点、正確には3点ございまして、組織体制について、金栗四三翁を活用した誘客促進体制の構築と合わせまして、課長の観光係長兼務辞令を解きまして、商工観光課に新たに観光係長を配置して日本遺産や肥後民家村の観光ピーアールにより力を入れていく体制といたしたところでございます。

2番目に肥後民家村の効果的な管理運営の在り方を調査審議するために首長の諮問機関等を設けることにつきましての検討を行っております。まだ具体的にスタートしておりませんが、この諮問機関の中で、特に肥後民家村の使用料や利用条件について法令や条例に基づき検討していきたいというふうに思っております。

3番目に入居事業者の皆さんとのコミュニケーションを密に行う、ニーズや意見の酌み取り、現場の課題を把握するため、担当者が定期的に回数を増やして現場に出向くよう努力しているところでございます。今後、入居事業者の皆様方同士が寄り合っの定期的な話し合いの場を設けてまいりたいというふうに思います。

次に、旧布施家の床掃除、簡易宿泊所の清掃美化等の清掃業務に携わっていただきました従業員さんでございますけれども、勤務時間の拡大を希望されております。障がい者の支援の意味からも、この非常勤職員さんの勤務時間の拡大を計画いたしまして、報酬の増額分を今回の補正予算に計上しているところでございます。

次に、能面工房等、工房「嘉祥苑」については、御要望のあった旧布施家、蔵の公募選考を行い、旧布施家蔵の入居事業者として引き続き肥後民家村での創作体験活動を続けていただいております。熟慮するというふうに申し上げましたのは、今後の体制の在り方、それから、その時点でですね、御要望、問題になっている点ができるだけ何とかならないかというようなことで検討させていただいた次第でございます。

それから3番目、肥後民家村内の旧緒方家の土間が生コン打設および雨水対策の一つとしてグレーチング付の雨水ますが布設してあるが、施工はどこ責任の下になされたのか、実施年度、事業費、起案者は誰なのか。また、どのような考えで施工許可、ならびに施工をしたのかということでございます。議員お尋ねの工事はですね、旧緒方家の排水工事と土間工事、及び旧布施家の土間工事であろうかというふうに思います。当然ながら、その施工は町が事業主体でございまして、当然ながら町の責任で行っているところでございますけれども、その工事の実施年度は平成25年度でございます。事業費はおおよそ154万円。担当課は経済課でございました。起案者は誰かというお尋ねでございますが、町の組織として実行いたしておりますところでもありますし、個別の名前につきましては控えさせていただければありがたいというふうに思います。どのような考え、あるいはどのようなかたちでという御質問に対しましては、これまでの質問の部分と合わせて担当課より説明をさせていただきます。

それから、肥後民家村の入居事業者の利用料の決定はどのような経緯のもとでなされているかということでございます。肥後民家村の入居事業者の使用料は、肥後民家村の設置及び管理に関する条例、第10条の規定に基づきまして、使用許可の起案により決裁をいたしておるところでございます。料金については、現在条例に沿っているという状況でございます。なお、旧布施家の蔵につきましては、その他の施設等々を勘案いたしまして、起案・決裁によってほぼ同じ月額3,000円と定めたところでございました。

それから、2番目でございます。ふれあい会館について、まず最初に当初設計委託料及び設計変更時の設計委託料はいくらか伺うということでございます。この設計変更時の設計委託料は別途設けずに、当初設計委託料の中で変更してるというふうに報告を受けております。

それから2番目に工事完了後の提出書類に不備があるにも関わらず、工事代金が支払われているのはなぜかということでございます。これにつきましても、工事代金が支払われた段階では特に提出書類に不備はなかったのではないかというような報告を受けております。また御指摘があればお受けさせていただきたいと思っております。これらにつきまして、それぞれの担当課のほうから補足の説明をさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（杉本和彰君）

商工観光課長 前淵康彦君

○商工観光課長（前淵康彦君） はい。3番目の中でどのような考えで施工許可並びに施工なされたのかという問いに対してお答えいたします。まず、旧布施・緒方家につきましては、排水が悪い状況で梅雨時などは土間に水が溜まるほど湿気が非常に多く、苔が生えて滑りやすくなった

り、カビが生えて衛生的じゃなかったりという実態がございました。工房使用者からも要望を受けまして、町で検討しました結果、できるだけ最小の経費で円滑な建物の維持管理を行おうという判断で平成25年度当初予算、設計監理委託25万4,000円、工事請負費200万円を議会に上程いたしまして御承認いただいた上で施工したところでございます。以上です。

○議長（杉本和彰君）

社会教育課長 荒木和富君

○社会教育課長（荒木和富君） はい。それでは（6）のことについて答弁をさせていただきます。ふれあい会館の天井の改修工事に伴います、ふれあい会館天井改修工事、設計監理委託業務を株式会社吉武建築設計のほうに委託しておりました。その業務の完了通知書が平成29年1月13日に提出をされております。同日に業務完了の検査を行いまして、業務完了検査復命書、業務完了検査調書を作成し、決裁を受けております。また、改修工事につきましては、竣工届けが1月13日に提出をされ、竣工検査を1月20日の日に行いまして、工事竣工検査復命書、並びに工事竣工検査調書を作成し、決裁を受けております。ふれあい会館の天井改修の工事の設計完了業務も完了しているとなりましたので、工事請負業者から請求書の提出がございましたので支払事務を行いまして、工事代金を支払っております。

○議長（杉本和彰君）

10番 池田龍之介君

○10番（池田龍之介君） はい。それでは、1番目の（1）の再質問に入りますけれども、私はですね、この選考方法をですね、28年度から変更されたということで、そして、その実施をですね、変更実施も28年度からと。同じ年度内に実施するのはですね、どうも私はなんか拙速すぎやしないかと。入居事業者に対してのですね、懇切なる説明不足ではないかと私は思うわけですよ。そのところを町長、どうお考えですか。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） もう、その部分は再三申し上げますように、御指摘のとおりだと思います。ただ、担当課のほうとしてはですね、27年度からそのことはお知らせ申し上げてきたというようなこともございまして、28年度から踏み切った状況でございました。

○議長（杉本和彰君）

10番 池田龍之介君

○10番（池田龍之介君） 私はですね、なんかこれは、蕎麦屋さんではなくてですたい、ほかの事業者ありきで実施されたような疑念を今も持ってるわけですよ。町長は反省しますとかどうのこうの言われますけどですね、切られた方ですよ、事業者の方の思いを考えるならですよ、反省しますぐらいでは俺は済まないと思うんですよ。

それと次の2番目に入ります。熟慮されると、熟慮するということを言われた。この熟慮というのはよくよく考えること、いろいろなことを考えに入れて念入りに検討することと辞書には記

されております。では、先ほど町長が組織体制強化、それと費用対効果運営、それと事業者とのコミュニケーションを図りたいと。これは今までもそういうことはやってこられたんじゃないですか。と思うんですけれども、じゃあ違った角度からお尋ねをいたします。法的手続き云々は検討されましたか。これはですね、地方公共団体、つまり自治体の法規には議会の議決を必要とする条例と町長の権限で定められる規則の2種類があるわけですね。で、そのほかで、結局肥後民家村設置利用者選考委員会設置並びに選考基準書については、なんらそれらにはうたわれておりません。町の法規・条例規則以外で設置するなんの中において決められたのかお示しをいただきたい。これはまた参考までにお聞きしますけれども、自治体は町政を運営する上では町が定める法規より日本国憲法地方自治法に定められていることを重視し、優先されなければならないと私は認識をいたしておりますし、また、条例と制定する町の法規はこれらを阻害してはならないと、これまた認識をしているところでございますけれども、その点において詳しいのは業務上、上原総務課長と思いますので、考えを御披露ください。

○議長（杉本和彰君）

総務課長 上原真二君

○総務課長（上原真二君） はい。この募集については確か、間違っておりましたらあとで担当課長から御指摘いただきたいと思いますが、募集要項、結局、条例、規則等々がない場合はその要項を作成いたしまして、それを公募要項として、その要項の中にはどこまでいきつくかわかりませんが、業務の内容であったりだとか。それと期間とか、要件、応募できる要件であったりとか。あとできるなら、これは任意だったと思いますが審査要領、要項等々を決めてですね、そしてホームページもろもろで公募して、公表をして公募を募るといったようなかたちの中でやられるのが通常だと思います。以上でございます。

○議長（杉本和彰君）

10番 池田龍之介君

○10番（池田龍之介君） それでは2番目ですね、再々質問をいたしますけれども。私は肥後民家村はですね、公の施設であると、そしてまた行政財産と認識をいたしております。が、地方自治法第96条第1項に、「普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない」と1項の条例を設け、または開発することから15の「その他法律またはこれに基づく政令により議会の権限に属する事項」と15項目定められております。その中の11番目にですね、「条例で定める重要な公の施設につき、条例で定める長期かつ独占的な利用をさせること」とあり、議決を必要としております。また、同じく地方自治法第244条の2の2、「普通地方公共団体は条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせるときには、議会において出席議員の3分の2以上の同意を得なければならない」とあります。さらに、6月末での撤去通告に不服として先ほど申し上げましたが、撤回を申し入れた要望書の提出がありますが、これを不服申請書と介し捉えるならば地方自治法244条の4の4に「普通地方公共団体の長は公の施設を利用する権利に関する処分について、

異議申し立て又は審査請求があったときは、議会に諮問してこれを決定しなければならない」と定められております。このことをですね、考えるならば、今年度利用許可された入居事業者はあきらかに地方自治法に反しております。手続き上不備なんです。私が記憶が間違っているかどうかはわかりませんが、菊水、旧菊水時代には議会の議決を経て事業者の認定をしていたと私は認識をいたしております。その点いかがですか。

○議長（杉本和彰君） しばらく休憩します。

休憩 午後 1 時46分

再開 午後 1 時54分

○議長（杉本和彰君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長 上原真二君

○総務課長（上原真二君） 失礼いたしました。今、御質問が3点あってございます。法の解釈でございます。地方自治法の第96条、公共団体の議会に付さなければならない事項といたしまして、1項の11号に「条例で定める重要な公の施設につき、条例で定める長期かつ独占的な利用をさせること」もう1回申し上げます。「条例で定める重要な公の施設」これは例えばロマン館であったりとか、条例で定めております設置条例がありますので肥後民家村、設置条例があればそれも該当になると思っておりますが、前段部分は該当になります。で、「条例で定める長期かつ独占的な利用」これを何らかの理由で条例化する。長期的な利用とか、貸付けを条例化する時は、これは議会にはかりまして、議会にはからなければならないと、そういう解釈でおります。ですから、改めてその一定の方に条例で定めて長期的な利用とか貸付けをすることには、今回の件は該当しないものと考えます。それと地方自治法244条ですかね、の2の第2項。読みます。「普通地方公共団体は条例で定める重要な公の施設のうち」はい、さっきと一緒にですね。定めておりません。「条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、または条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとする時は、議会において出席議員の3分の2以上の者の同意を得なければならない」と。もう1回申し上げます。「公共団体は条例で定める重要な公の施設」これは該当すると思っております。例を挙げればいろいろ施設がありますので。「施設のうち、条例で定める特に重要なものについて」特に重要なものについて、この文言につきましては、おそらく町の条例で特に重要な公の施設というのは多分なかったような気がいたしますが、その「特に重要なものについて、これを廃止し、または、条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとする時」これ先ほど申し上げました。一定の方に条例でも、条例まで設置をさせてですね、条例で定めて長期的貸付けする時と。これをする時は、議会、今度具体的に議会の出席議員の3分の2の同意を得なければならないと。ちょっと不明な点、「特に重要なものについて」というところがちょっとわかりませんが、後段部分も先ほど申し上げました「条例で定める長期かつ独占的な利用」ということについてはですね、該当しないのではないかというふうに思います。それともう1点ですね、御指摘のあり

ました第244条の3の第4項です。「普通地方公共団体の長は、公の施設を利用する権利に関する処分についての異議申し立て、又は審査請求があった時は、あった時は議会に諮問してこれを決定しなければならない」ということです。公開質問状というところでございます。公開質問状があつてございますが、これを、ここでいう異議申し立て、または審査請求ということであります。ですからこれを異議申し立て、審査請求ということとして取り上げるのか、どうかでございます。これまで私が知り得とる中ではですね、公開、あれの質問で公開の場での質疑応答がなされておりますので、それはそれとして、今回のこの異議申し立てというのは結局、これからでもできるものかなと、もし承諾をされてないと。あれから、逆に言うならば、なんて言いますか、納得がいかなければこう撤退されたのであるならば、これから先にもこの要件的なものは該当するのかなというふうに思われます。ちょっと具体的な事例がちょっと申し上げられませんが、ちょっと条例の、町の条例の整備と照らし合わせたところの見解を申し上げました。回答になりませんが、すいません。以上です。

○議長（杉本和彰君）

10番 池田龍之介君

○10番（池田龍之介君） 総務課長がそのように解釈なされるならそうかも知れませんが、それじゃですね、条例、公の施設を利用するには平等・公平さをはからなければならないわけですよ。そうすると長期的かつ独占的。この長期ていうのが1年サイクルで更新されているのを長期と言わないのか、言うのかですよ。条例にはないけれども、長期的・独占的利用をさせるならば、やはりそれは議会の承認を得なければいけないんじゃないかと私は解釈します。たとえ条例になくともですね。

もうこれを言っていると、時間が経つてですね、終わらなくなりますので、次に進みますけれども。あと一つ、あと1点、この中で最後の不服申請ですね。要望書に不服があるから要望いたしますというような要望書だったのでですね、不服申請書という表立った申請書じゃなかったですけどもですね。やはり、撤去、退去命令に対して不服があったからその要望書が提出されたと思うわけですよ。じゃあ、もし言うならばですね、親切に、懇切丁寧に説明するならば、こういう申立書の提出するのがありますよと、言ってやるのが親切じゃないかなと思うわけですよ。もし、その要望書を不服申請書とみなさなければですよ。やはり、自分たちが行ったことに対してですね、そういう申請書を出されるのは嫌だから、おそえたくないという気持ちはわからなくてもいいですけどもですね。でもこういう方法もありますよというような、ちょっとアドバイスのことを言ってあげるといふのも、やはり公僕としての務めじゃないかと私は思います。

じゃ、次に3番目に移りますけれども。私は、先ほど、なんか雨季、梅雨時になると土間まで水が入ってカビが生えて滑るからということで打設をされたと言われましたけれども、私はやはり、この民家村って、古民家ていうのは建てられた当時のままのやつをそのままの状態、の現状で維持していくのがベターじゃないかなと、ベストではないかなと思うわけですね。で、この旧緒方家、と、布施家は私は質問しておりませんが、布施家の2箇所が生コン打設

がしてあると。じゃあ、グレーチングを布設したならですね、土間に生コン打設する必要はないんじゃないですか。もう土間には水は入らないわけでしょ。雨水対策としてグレーチングますをピシャっといけてあるわけですから。そこところが私はわからんとですよ。グレーチングますをわざわざ布設した、また土間に生コンを打設しとるて。ほうして、グレーチングますもですたい、わからんごつ目隠しするような玉砂利でしてあつとばまちと下に落とさんならば、グレーチングの枠が出てきとつでしょ。見苦しかですよ。そうすつとまた、もう、次に入ります。

肥後民家村の入居事業者の施設利用料。これは条例で定めてあるとおりの月額3,000円。いろいろな施設で値段は変わっておりますけれども。しかしですね、昨年、事業者の方々を集めて一律2万円にしたいというような趣旨の説明をなされておりますよね、観光課長。じゃ、この施設利用料をですよ、その説明をされた、でも現況のままになっていると。そうすつと、その説明をされる前にですよ、所管事務を携わつとる建設経済の常任委員会には諮問してあるわけですか。それもない。私はどうも納得いかんとですよ。ほして、ただただ一人欠席された方々の、方の意見を重んじて現況のままになったと私は聞いておりますけれども、その点いかがですか。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） はい。3,000円から値上げをするという相談がございました。3,000円から2万円というんですね、6倍強の金額になります。それは時期尚早だということで、私がそこで待ったをかけたところでもございました。前段として、その部分をお伝えしておきます。

○議長（杉本和彰君）

商工観光課長 前淵康彦君

○商工観光課長（前淵康彦君） はい。ただいまの御質問で、一律2万円に御提案をしたんではないかということでございましたけれども、「工房の森」様には、このままでは民家村の収支、アンバランスでなんとかこのアンバランスな状況を改善したいということで、一律2万円ではなくて、単価をお示ししたか、それによって、その多分面積がバラバラでございますので、ちょっとこの場にその時の資料を持ち合わせておりませんけれども、一律2万円ではなかったかと思えます。ただ、収支を改善していくために、どうしたらいいかということで、まずは「工房の森」の皆様方に御相談をしたということでございます。で、その会議の中でもいろいろと御意見が出て、その旨、また町長に報告し、待ったがかかったという状況でございます。

○議長（杉本和彰君）

10番 池田龍之介君

○10番（池田龍之介君） 町長はそれを聞いて止めた。止める前にもう話したわけ。止められる前に。それとも町長から止められたっちゃ、いや、私はこぎゃん思いますけんねって言ううちか業者の方に説明したつ。その事業者の方々に説明されて、ときの出席者の方々はおおむね2万円ですよってというような同意があったっじゃないと。私はそのように聞いていますけど。そしてそのあと、欠席された一人の方が2万円じゃ高いよと言われたかどうかわからんけれども、

その方の意見を重んじて現状のままになったと、なってますと私は聞いておりますよ。町長が止められて、課長が独自ですよ、そういう説明をしていいのか。どっちが早かったか遅かったかの違いじゃあるけれどもたい。ほして、ただ、この条例までにね、肥後民家村設置条例ていうのがあるわけですから、その中に利用料というのをちゃんとうたってあるわけだけん、そら、あた、説明、その事業者の方々に説明する前に、所管事務の建設常任委員会ぐらいに相談をせんらば。私はそう思うとですよ。なんかそうやってですね、議会、これも議会軽視ですよ。言っちゃ悪いけれども。ほして、町長が止めたあとに、もし言うとなんら、そら課長はもう命令違反もよかところだもん。ただ思い付きで言って。それくらい一人欠席された方が言われたけんでいうて。それぐらいの覚悟で説明すんなぞ。もう残り時間も少ないので、次に入ります。

5番目のふれあい会館についてお尋ねいたします。設計委託料については、値段は町長のほうからも課長のほうからも設計料がいくらだったというのはありませんでしたけれども、設計変更というのは、設計図はないと私は解釈いたしました。それじゃですね、じゃあ、工事単価を町が業者に示すのに、どの積算を基礎として示すのか、設計単価料が挙がってきて初めてそれを基準として工事単価に反映させて工事単価を積算して示すわけでしょ。じゃあ、変更設計の設計図もないなら設計単価もないはずですよ。それを何で、どこを基準として積算して示されたのか。お答えください。

○議長（杉本和彰君）

社会教育課長 荒木和富君

○社会教育課長（荒木和富君） はい。設計の変更でございますが、変更の明細書、設計の、変更設計書の中に明細が付けてもらっております。当初の設計、それから変更設計については、赤というかたちで設計の明細、それから、そういうものが明細書が付けられておまして、その中で積み上げたものが設計変更というかたちで工事費が算出されておりますので、その設計変更に基づきまして、設計変更の額の金額が、当初の設計から変更の契約につきましては、333万1,344円減の2,592万5,856円ということで変更の契約を結んでおります。また、設計の業者の算に伴います設計委託料というのは、そのまま当初の契約を結んでおります金額が、2,916万円ということで設計委託料を組んで契約をしておりますので、その範囲内で、設計の変更時の設計の委託料もその中に含めたかたちでお願いをして、ここに御質問がありました、設計変更時の設計の委託料は変更がないということでございます。

○議長（杉本和彰君）

10番 池田龍之介君

○10番（池田龍之介君） このふれあい会館については、私は町の条例、情報公開条例にのっとり情報を公開していただきました。その中でですね、見るならば、ここにあります。情報公開の資料が一式。本来ならば、設計変更図面はないはずなのに、設計変更図面はあります。当初の設計変更はA3サイズで付けられております。変更設計図はA4サイズで付けられております。それも、全部主要単価、仕様書、全部付いております。じゃあなんで、設計変更図も設計単価もわ

からなのに積算ができるのかい。いろいろ課長言ったけれども、俺はできないと思うよ。そしてよくよく見るとこれは当初設計をA4サイズでコピーしてあるだけの設計図ですよ。そういう書類で町は運営しよつとですか。使い回しじゃないですか。ほんとこの問題は大きな問題なんですよ。そうすつと教育長は午前中、結露防止による、どうのこうのと言われた。そうすつと6月の定例会で116万あればと、社会教育課長は言っていますけれども、当初の設計図に116万の工事単価が出てるんですよ。それを変更設計図の中にも116万で載っ取るわけですよ。全然増額もなんもなつとらんわけですよ。んな、どこをするかて。当初のままの設計図で結露防止の工事もされてるとしか見れんじゃないですか。ほして、面積が726.何平米かのあれが、最初は出てる。150平米に落としてあります。それでも下地、工事費、その、そうすつと多分、周りぶちのアルミと書いてありますから、軽量ボードの周りをアルミのふちで結束するような、あれでする工事じゃないかと思うんですけど、それをそっくりそのまま726.、727.7平米かなんかの、そのまんまの額で載っ取るじゃないですか。教育長たちはたい、どういう工事をどのように変更してどう価格になりますという説明を受けたっでしょ。はっきり。いや、そういう結露防止ば先にせにやいかんというような説明を受けましたからということであればですたい、どの工事をどう変更したかていうのは聞いているわけでしょ。しかしこの、情報公開に基づく資料とするならば、全然変わってないわけですよ。減額になったと言うけれども、これを積算するならば増額になつてですよ。設計変更の仕様書をずつとしていくな。そっくりそのまま80何十万の工事代の中あつとだから。積算表には。どこでどうしてされたか知らんけれども、設計額について減額になつとったい。計算間違いもほどほどですよ。なにを信用していいかわからんですよ、これは。だから我々が何でこの件について言っているのかていうのは、ちゃんと適切な工事単価で出してあるのか、されたのか、それを調べてくださいよって、全協の時も再三再四言ってるわけでしょ。それをなんで6カ月もかかってせんわけですか。そうすつともう時間がないから次のやつも一緒に言いますけれども。復旧完了後、提出書類が不備な、不備じゃないと言われたけれども、その時にですね、情報公開において基づいてもらった資料の中に施工計画書、この変更、設計変更なし。報告協議書なし。変更施工計画書なし。どこが不備じゃないですか。不備でしょうもん。そういう書類を工事された業者が出さにゃんのを、なしの中でなんで工事代を請求が上がったから払ったと。そういうバカな話がどこにあつてですか。こういうことを考えるなら業者のなんか便宜をはかったような感じじゃなかですか。私は本当はこういうことはあまり言いたくない。言いたくないけれども、この案件についてはですね、調べれば調べるほどクエスチョンマークが増えていくばかりですよ。あなたたちはそのクエスチョンマークを消す努力もなんもしてないじゃないですか。2,500万、住民の方々の大切な税金から出しとつとですよ、一般会計から。一般財源でしょ。補助金もなんも使つとらんわけでしょ。本当に適切単価だったのか、工事額だったのかわからんわけでしょ。2,500万戻してもらわにゃいかんかもわからんとよ。あと2分でですね、簡単に答弁ください。

○議長（杉本和彰君）

社会教育課長 荒木和富君

○社会教育課長（荒木和富君） はい。ただいまの件につきましては、第三者の方にこのふれあい会館天井改修工事の現況確認というかたちで所見をいただいております。その所見の中には、工法的確性、それから工事変更のコスト、それから安全性というかたちでの確認を、書類の確認と現地について確認をしてもらっておりますが、その所見の中でも、この分につきましては、適切ということでの判断をいただいております。それで私どもとしましては、この所見を大切にというか、所見を基づいてできればと思います。以上です。

○議長（杉本和彰君）

10番 池田龍之介君

○10番（池田龍之介君） その第三者の方に見ていただいたというのは工法だけでしょ。単価まで見てもらったんね。多分、ないでしょ、それは。なんかそれだったらね、この工法をした、なんかこれにすり合わせたような回答しか出てこんで。同じ設計屋の人に設計のことを聞いたら、そら、人が設計されたことを批判はなかなかできないとよ。もうあと少しですけど。そして、もう一つ。その第三者に選んだ設計屋、どういう経歴の人かわかる。当初設計を委託したところにおった人でしょうが。よく調べたね。そういう人にね、してくれて言ってなんで今までお世話になったところの設計屋の、どうのこうの言える筋合いがないでしょうもん。もう終わったから終わりますけど。

○議長（杉本和彰君） よかですか。

○10番（池田龍之介君） これはもう、ほんと、私は、ちょっと1分ほど時間いただけますか。これはですよ、本当に大きな問題ですよ、町長。ほんと言えは議会で提案した、定義した問題です。議会でですね、特別審査委員会かなんかを設置して、徹底的に調べたほうがいいのかもわかりません。しかし、監査委員に権限があります。職務権限という。地方自治法にあります工事名の監査、工事監査。それを徹底的に私はしてもらいたいと思いますよ。一応、それだけはちょっと要望して、もう終わります。

○議長（杉本和彰君） 以上で、池田議員の質問を終わります。しばらく休憩します。

休憩 午後2時25分

再開 午後2時40分

○議長（杉本和彰君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、杉村議員の発言を許します。

11番 杉村幸敏君

○11番（杉村幸敏君） 皆さん、こんにちは。午後の2番バッターということで、一般質問を行います。9月定例会において一般質問を行います。我が町においては、金栗四三の大河ドラマ「いだてん」の放映の明るいニュースが決定しており、町をあげて歓迎をしたいと思います。また、この大河ドラマを町の活性化に期待するとともに、この大きなチャンスを逃すことのないよ

うに、一つ、執行部におかれましてもがんばっていただきたいと思います。質問の第1点、ふれあい会館の耐震改修工事について。

1、平成28年4月14日の熊本大震災後の経過について。

2番、ふれあい会館は地震後いまだに開館されていないが、大きな問題であります。いつ開館するのか、早急に私は開館すべきであると思っております。

3番、3月、6月定例会で各議員から町長、教育長の責任追及があったが、この問題についてもどのような責任を取られるのかお伺いをしたいと思います。あとは自席から質問をしたいと思います。

○議長（杉本和彰君） 執行部の答弁を求めます。

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 杉村議員の御質問にお答えを申し上げます。1番目、ふれあい会館の耐震改修工事は3月、6月定例会で各議員から町長、教育長の責任追及があったが、その後の考えはということでございます。

まず1番目に、平成28年4月14日の熊本大震災後の経過についてということでございます。平成28年の4月14日、16日の大地震とその後の集中豪雨により、御存じのような大変な被害となったところでございます。甚大被害地では関連死、二次犠牲者を含め、現在244名の犠牲者といまだ大変多くの人々が仮設住宅暮らしを余儀なくされております。和水町でも住宅被害130戸、公共施設、道路、簡易水道等のインフラ、農地、農道、山林等に多大な被害が発生し、多くの町民の皆様にご不便をおかけいたしました。菊水中央小学校は校舎の損傷により一時的には避難授業をお願いする状況となり、また、菊水小中学校体育館が天井の一部落下により立ち入り不能の状況となりまして、議会の御理解をいただき校舎の応急手当及び体育館のつり天井対応も完了することができました。また、玉名八女線の矢部谷峠の長期にわたる通行止め、落石や法面崩壊による通行規制などご不便をおかけすると同時に農地の災害復旧、林道の復旧等も業者関係のキャパシティもありまして、工事が予定よりずれ込んだことについてお詫びを申し上げなくてはなりません。残る大きな工事としては、内田地区の法面地崖工事が残っておりますが、早く着工にこぎつけたいというふうに考えておるところでございます。これに関しまして、ふれあい会館もその公共施設としてのですね、天井の落下ということでもって御迷惑をかけておるところでございます。被害後の経過については、担当課より順を追って御案内を、御説明を申し上げたいというふうに思います。ふれあい会館は地震後いまだに開館されていないが、大きな問題であると。いつ開館するのか、早急に開館すべきであるということでございます。この前の議員の質問で御議論いただきましたように、甚だ遺憾な状況でございますけれども、ふれあい会館の対応につきましては、議会にも町民の皆様の御利用につきましても、大変御心配と御迷惑をおかけしております。熊本地震による天井の剥離・崩落の対応につきましては、さまざまな御意見等はあるかと思いますが、先ほども議論がございました現状の安全確認、工事費用等についての第三者の確認も得たところではございます。それとは別に、7月6日の豪雨により、といからの雨漏りが

原因となって、さらに天井の一部が剥離した状況でございます。午前中にも申し上げましたように、本定例会に修繕費の72万を計上いたしておりますので、是非とも御承認をいただき、早急に修繕をし、終了次第に使用を開放したいというふうに考えております。経緯につきまして、先ほど来、さまざまな御議論がございますけれども、開放についてはそのように考えておるところでございます。御理解かた、どうかよろしくお願いを申し上げます。それから、町長、教育長はこの問題についてどのような責任を取るのかと、お尋ねでございます。ことの成り行き、それから長期化した現状にかんがみてですね、責任は重大であり、厳粛に受け止めております。今の時点ではこの問題が解決といいますか、いったんの決着を見るまでですね、進めさせていただきまして、その後にはですね、熟慮して、どのような責任を取るのか考えたいというふうに思います。とりあえずは、以上について御答弁申し上げます。また、申し上げましたように、関連につきましては担当課長のほうから、失礼しました。教育委員会も含めましてですね、担当課長のほうから補足の説明をさせていただきます。以上です。

○議長（杉本和彰君）

教育長 小出正泰君

○教育長（小出正泰君） はい。杉村議員の御質問にお答えしたいと思います。平成28年4月14日の熊本大震災後の経過ということでございますけれども、学校教育、それから社会教育の施設等について簡単に御説明申し上げます。学校教育におきましては、菊水中央小学校の校舎、それから屋内運動場につきまして修理等も行いまして、現在使っているところでございます。それから、菊水東小学校の体育館の屋内運動場の天井のほうでございますけど、こちらのほうはネットを張ることにより使用できるということで昨年度完成して使用させていただいてるところでございます。菊水中学校におきましては、校舎の2階の部分、それから1階の部分の西側のところの修理、修繕等は終わりました、現在使わしていただいております。ただ、耐震関係で菊水中央小学校のほうは、先月、8月いっぱい一応耐震改修工事は終わったところでございます。併せて菊水中学校の校舎棟におきましては耐震関係は現在進めておりまして、また、屋内運動場につきましても今年中に仕上げていくということで、子どもたちにも安心して使っていただくというようなことで今しているところでございます。それから、社会教育課のほうは先ほどふれあい会館の天井の崩落につきまして、午前中からも御説明申し上げてございますけれども、全面天井張り替えということでございましたけれども、工事内容の変更をいたしまして、ダクトの結露防止等の、それを最優先させていただいて、工事を終えているところでございます。先ほどから御議論いただいておりますのでこれについては、もう少し、対応していかなきゃいけないと。それからスカイドーム2000の天井につきましては、これも昨年修理を行い、皆様に使っていただいているというような状況でございます。

2番目につきまして、ふれあい会館につきましては、先ほどから言ってますように、本議会におきましても修繕費ということで雨漏りのための補修ということで72万円を補正予算に組みさせていただいておりますので、是非、よろしくお願いをしたいと思います。それが承認いただければすぐ

に着工し、出来上がり次第、皆様には使っていただくように今、段取りをしているところでございます。

それから3番目の3月、6月議会での議員の皆様からいろいろ御指摘・御指導等いただきましたが、この問題につきましてはもうしばらくかかるようでございますので、本日のこの会では控えさせていただきたいと思っております。以上です。

○議長（杉本和彰君）

11番 杉村幸敏君

○11番（杉村幸敏君） この問題についてはですね、まだ、しばらく時間を貸して欲しい。もう私たち議員の任期も町長の任期も3月までです。もう時間がないわけです。もう1年間かかります。3月、6月、9月。このように大きな問題になるとは私も想像もしておりませんでした。やっぱり、もうしばらくというのはもう、とても町民が納得されんと思います。そしてその前の6月議会では、みんなの意見は町長の減給案を町長30%、教育長20%ですか、これをまあ否決して、そしてそこでの最終的な結論としては町長のほうに第三者委員会を作って検討をしてくれということで終わったわけです。それから町長は第三者委員会はなかなかできませんという答弁でございました。全協の。こちらへんについて今一度答弁をお願いしたいと思います。第三者委員会です。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） はい。第三者委員会につきましてはですね、先ほど御議論もありましたけれども、これもまた、検討。検討といいますか、協議をさせていただければありがたいというふうに思います。

（「委員会はなぜできなかったのか」と呼ぶものあり）

○町長（福原秀治君） はい、ちょっとお待ちください。議長。

○議長（杉本和彰君） そのままよかです。

○町長（福原秀治君） 第三者検討委員会を作りますというような、創成いたしますというようなことは、申し上げておりませんでした。その、何といいますか、根拠といいますか、にはですね、もろもろ解明できるというふうに思っておりました。今、単にですね、その部分というのは、なきにしもあらずですけども、第三者委員会を立ち上げなくともですね、解決ができないかというふうに考えたところでございました。

○議長（杉本和彰君）

11番 杉村幸敏君

○11番（杉村幸敏君） 前回はですね、第三者委員会を交えて調査する方針を示しておられたわけですよ、町長は。そして全協で第三者委員会はこらえてくれと、こういうお話だったですね。この前の話でしょ、これは。第三者委員会はできまっせんと。もう私、先にちょっと大きな項目がありますので、これはあんま追及をしません、私はこの問題についてですね、1年間も時間

を費やすのはもったいないと、このように思います。本当に前向きな私も質問を、提案をしたいわけです。この本当の町のことを考えるならば、私は町長のなんも個人的の人間関係も何もないわけですので、私はこの前から申し上げましたように、一番目、賛成せにゃいかんことは賛成をします。冷暖房も全部入れたほうがいいですよ。三加和の春富小学校のエンターテイメントですか、あれも私ですね、一番目に賛成をしました。やっぱり、そういうことも言っとかないと、なかなか杉村、おるが町長の足ばか取るばいて思わるとでけませんので、この前も申し上げましたように、杉村さん近頃は一般質問をしよらんじゃなかや、そういう意見もありましたので、あえて今回は質問するわけでございます。それから、もうしばらくというのはいつまでがしばらくか、そこらへんをお聞きをしたいと思います。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） はい。先ほどの一般質問にもございましたように、もろもろ、前段となる支障がございます。それらをできる限り解明して解決をはかりたいというふうに思いますので、これといった時期をですね、明示することはできませんけども、前提にはそういう気持ちがございます。

○議長（杉本和彰君）

11番 杉村幸敏君

○11番（杉村幸敏君） なぜ私はですね、このようにしつこく申し上げるのか、先ほどから申し上げましたように、もう私たち議員の任期も町長も一緒です。例えば減給6カ月というのはもう3月にはもう過ぎます。そこらへんを考えると、やっぱり一応、とるべき時はやっぱりとらにゃいかんと、このように思うから、しばらくというのを何度も追及するわけでございます。それから、早急に修理終わったら開館します。なかなかもう1年、4月にあったのが1年以上も過ぎとって開館ができないと、私は今度72万の予算が出とりますが、もうこういう予算は専決で十分だと私は思います。専決する以上は議長に専決でしたいと思っておりますから、町民に迷惑をかけるから、私は町民が一番迷惑だと思います。そういうことで、この問題についても72万の予算について、議長に話されると、また私たちに御相談があつと思います。700万、1,000万という金額なら別としまして、町民のために、どうしても早く開館をしたいと、そういうことでございますので、一つ意見を申し上げときます。それからこの問題について教育長にお尋ねします。この件については教育委員会とは御存じでございますか。検討していらっしゃいますか。

○議長（杉本和彰君）

教育長 小出正泰君

○教育長（小出正泰君） 毎月の定例会の教育委員会の中で今の状況等を説明しておるところでございます。

○議長（杉本和彰君）

11番 杉村幸敏君

○11番（杉村幸敏君） 教育委員会では検討していらっしゃるということですので、結構でございます。それから、この前ふれあい会館の天井改修工事については第三者委員会がなかなかできないということで吉武設計のほうからは使用、一応、説明がありましたので、私はこれ以上はもう、この説明を、まだいろいろ問題はこれがあります。吉武設計が最初して、また同じ吉武設計がしとる。そっで、第三者委員会にしたらどうかというような意見だったと思います。おんなじ人がなかなか、そら悪かったというようなことはできないと思いますので、このふれあい会館の問題については早急なる開館ができますように、一つ御尽力を、町長の決断でございます。町長、町長の決断ですので、もう、今度72万の予算が通ったら、もうすぐでも、72万ですからそう大きな工事ではないわけですので、早急に、本当に早急ですよ、こら。ただもう今日の、この場しのぎじゃなくて、そういうことで進めていただきたい。あとがいっぱいありますので、ちょっと2番目に移ります。

町長の公約及び政治姿勢について。町長の任期、議員の任期も残すところ数カ月となったが、町長の公約はほとんど実現されていない。町長の公約、5項目について、町長が公約を持ってきておりますが、この件について。では、質問をします。

2番目に町立病院の運営について。

3番、老人ホーム建設について。あばかん家の開湯について。民家村の活性化について。以上、質問をしたいと思います。御答弁をお願いします。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 2番目の御質問についてお答えを申し上げます。町長の任期も残すところ数カ月となったが、町長の公約はほとんど実現されていない。その他政治姿勢について伺うということでございます。御指摘のとおりですね、公約を提示させていただきましたけれども、なかなか実現ができていない部分が大多数であるというふうに考えております。その中で、多少なりともですね、実現できたかな、あるいは今、現在進行形の段階かなという部分について、お答えを申し上げたいというふうに思います。五つのうち、まず1番目に、雇用の促進と町民所得向上のための事業を進めたいというのがございました。まず、この中には雇用の促進、あるいは企業誘致もございました。AZホテルでございますとか、果実堂、それからアクセスジャパン、春富小学校ですね。このへんについては、今、現在ですね、大きな効果というのは出ておりませんが、今後、効果に結びつけていかなきゃいけないというふうに考えております。ほんで、今、現在進行形で進んでおりますのは、ロマン館というよりは、カヌー館ですね。カヌー館の改修、それから指定管理者に向けてですね、活性化をはかりたいというようなことで進めておるところでございます。また、なかなかですね、諸般の事情がございまして、実現はしておりませんが、企業誘致へもですね、具体的な事案でだいぶ動きましたが、今現在ですね、目立つと言いますか、大きな企業誘致が実ってるわけではございません。そういう意味ではまだまだ力不足。これからしっかりまたやっていかなきゃいけないというふうに考えております。

それから、これも現在進行形ですけれども、町民グラウンドの整備につきましてもですね、交流人口の増加、あるいは学校施設の補助施設ということでしっかり進めて人を集めるということに注力してまいりたいというふうに思います。それから、雇用自体の、これはソフト事業になりますけれども、雇用自体の結びつけということにつきましては雇用創造協議会がですね、企業とのマッチアップによりまして、119名の雇用を実現しております。ソフトの部分でなかなか目立ちませんが、雇用創造協議会のほうが一生懸命やってくれておりました。それから特産品の開発につきましても、柿酢でありますとか、和水のメンマでありますとか、和水分、豆腐マロージュ。まだ実を結んでおりませんが、このへんについてもですね、引き続き協賛企業、失礼しました。協力企業も決まっておるところでございますもんですから、これからも注力してまいりたいというふうに思います。それから、定住の促進でございます。まちづくり推進課の設立に伴いましてですね、空き家バンク、あるいは移住定住の促進キャンペーン等々をてこにいたしましてですね、この26年から19世帯47名の皆様に和水分に移り住んでいただいております。そういう意味ではですね、さらにこの部分は力を入れていかなくちやいけないかなというふうに思っておるところでございます。それから三加和、菊水合併しました。アクセス道路の整備につきましてもですね、言い訳になりますけれども、県事業でもありますので思い通りには進まないところはありますけれども、年次年次でですね、進めていただいているというような状況でございますので、今後も引き続きお願いをしていきたいというふうに思います。それから、子どもの健全な成長と高齢者に優しくあるための事業ということでございますけれども、新しく立ち上げましたのは町営の学童クラブ。通常で40名弱、それから長期休暇の場合は約70名弱ぐらいのですね、学童が利用をしてくれております。また、これは国の政策と絡んだところでございますけれども、認定こども園の発足に伴いまして、幼保の一元化ということも、他力本願ですけれども、できたところでございます。それから神尾保育園においては、0歳時の受入れを拡大いたしました。それから春富保育園ではですね、学童保育の専用スペースを作るなどして、充実に力を入れてまいりますし、また、あおば保育園につきましても、病後児の保育の充実等々を掲げて充実ははかっていただいております。それからこれは議会のほうの御承認をいただきまして、小中学校のエアコンの設置もできました。それから10月からは乗り合いタクシーの開設。それから、ここもと筋トレ教室が各行政区で増えております。このへんも御協力に大変感謝しておるところでございます。それから、歴史・文化を重んじ、豊かな文化生活ということでございますけれども、この部分につきましてはですね、これも現在進行形というよりもこれからということですが、日本遺産をてこにですね、推進していかなくちやいけませんし、また、姉妹都市につきましてもですね、韓国公州市もございまして、姉妹都市ということができるとはわかりませんが、埼玉県行田市ですね、稲荷山古墳。同じ象眼の刀剣が古墳から出品したというようなことで交際を、交流を深めておるところでございます。また、春富小学校跡の教室についてはですね、田中城にかかわる資料室の展示室もこれから工事に入るところでございます。それから、5番目に町民負担の軽減と町民の行政参画ということでございまして、ここはもう、ただほ

んにお詫びを申し上げる。特に保険料については軽減したいというようなことを申し上げておりましたけれども、現実にはそうはまいませんでした。むしろ、値上げをさせていただいたというようなこともございまして、ほんとにこれにつきましてははですね、お詫びを申し上げたいというふうに思っております。また車座集会は発足、開設はいたしましたけれども、なかなか、利用というのもですね、かんばしくございません。これからまた立て直しを、かたちを変えたようなかたちですね、立て直しをはからなくちゃいけないかというふうに考えております。それから行政諮問会議ということをやっておりましたけれども、これに代わるものとしてですね、皆様御案内のように区長会が年年歳歳、充実をしてきておましてですね、各行政区の御意見等々も聞ける場、検討していただく場というのができつつありますので、このへんを大事にしていきたいと思いますというふうに考えておるところでございます。町長室の常時開放、これは当たり前のことですけれども、それから、町議会の配信ですね、これはもう次の段階になろうかというふうに思っております。もろもろ申し述べましたけれども、けっしてこれをですね、言い訳にするわけでもございませんで、当初申し上げましたように、公約は実現できてないということは間違いなく確かでございます。残された期間も含めましてですね、少しでもということで、やってまいりたいというふうに思います。

それから次の町立病院の運営についてでございます。新玉名病院との合体という問題も途中で提示がされました。諸般の事情があってこれに相乗りすることはできませんでしたが、その分、現在の町立病院におきまして常勤医も新しく来ていただきました。あるいは今後、また非常勤というようなかたちでの増加も望みとして持っております。現状の町立病院の姿をですね、なるべく1年でも長く崩さないようにがんばってまいりたいというふうに思いますので、どうかよろしくお願いを申し上げます。

それから老人ホームの建設についてということでございます。これはもう非常に老朽化しております。あるいは先般の地震でもってですね、損傷も受けております。早急に対応をしなきゃいけないんですけども、なにしろ大きな予算が必要なことも逆に目に見えております。このへんにつきましてははですね、まだ具体的に折衝をしているわけではありませんけれども、なんか例えばPFIとかですね、民間の資金も利用したようなかたちですね、当初の負担がかからないような方法でもできればということも考えておるところでございます。ただこれは、まったく具体的ではございません。答申もいただきましたので、対応していかななくちゃいけないというふうに思っております。ただ、学校問題がいくらかかるかというのがまだ未定でございますもんですから、このへんの金額等々が見えてきたところでですね、この老人ホームにつきましても、対応を、本腰を入れて検討してまいりたいというふうに思います。

それから、あばかん家は先ほど申し上げました乗り合いタクシーの中継地ということになりますので、今後それらの仕組みを利用しましてですね、検討していかななくちゃいけないというふうに思います。

民家村の活性化につきましてははですね、ここ数年、利用者が1万5,000人前後で推移をしております。

ます。運営収支は赤字で年間800万円程度をですね、町の一般財源で負担しておるところでございます。厳しい町財政状況の中で、今後も持続可能な事業として肥後民家村を拠点とした地域活性化をはかっていくためには集客という部分が非常に重要であろうかと思えます。日本遺産とも絡めましてですね、商工観光課を中心に活性化について今後進めてまいりたいというふうに思っております。駆け足になりましたけれども、以上、第1答弁とさせていただきます。必要な部分につきましては、関係課長から補足をさせていただきます。

○議長（杉本和彰君）

11番 杉村幸敏君

○11番（杉村幸敏君） 関係の課長さんの答弁もあるかもしれませんが、私が急いで質問をしたいと思えます。これは町長の3月23日です。4年前の公約です。福原町長、坂梨候補の公約です。私はこれをよく見ます。そして、町長がおっしゃったように、できたところも知っております。そればってん、町長が町長の権限で予算を計上されるならば、でけん公約はいっぱいあります。それでもう3月も終わりますので、もうすぐ終わりますので、ここらへんで1回、ちょっと精査をしたいということで今日は質問しよるわけです。町長がですね、中央小校舎を活用して速やかに複式学級を解消します。これにより大幅な費用の削減を果たし、次の事業の財源にさせていただきますということで、今、答弁されました5項目がこれに載つとるわけですね。そって、この学校問題が一番大きな問題とおっしゃって、住民投票もありました。一応、建設の段階ということでこの前スケジュールが出ましたが、私がびっくりしたのは31年の4月に開校が32年の4月に開校ということで、一番びっくりしました。もうこれほど子どもが、延ばすわけにはいかんと、もうこの件についてはもう私は議論をしません、がっぱりしたということ。本当にこういうことを教育委員会等も決定したのか、していないのか。また、我が町の議会においても、やっぱりこれは総務委員会あたりで十分練ってもらわにゃいかん。町長の仕事だと思えます。行政能力だろうと思えます。それからですね、町長はトップセールスをしたいということで、気持ちは一生懸命なはる気持ちはわかります。それから宅地、分譲宅地の開発。これも土地を前から申し上げますように、消防署の横に山を買とります。地権者に対して私たちは責任があります。議会でもそれは予算を承認しておりますので、そこでやっぱり、人口減ということで宅地を造成して、少しでもインターのそばですので、是非、つなげていただきたいと。これにはできない。それから給食費、保育料の負担軽減、これはもう町長の大きな公約だったと思えます。給食費、保育料の軽減、これも何名かの議員からここで質問がありました。また、子育て関係の会議においても、是非やっていたきたい。また、厚生常任委員会でも保育料の軽減とかそこらへんも十分審議をいたしました。これは町長の議会に提案をされますならば、できるわけですので、私は残念だという思いでございます。それから奨学、進学奨学金の拡充、これももう、町長が提案をされますならば誰も反対をしないと。住みよい町づくりならばこういうことを実践をするということで町長は公約をされたと思えます。それから老朽化した高齢者介護施設の対応、これはおそらく老人ホームのことだろうと思えますから、私はこの病院の委員長をさせていただいて委員の

皆さん方に十分な御意見を聞いて、諮問も3月27日だったと思いますが、町長に諮問をしとります。この前の運営委員会で町長から何か返事がありましたかという意見がございました。ほんなら、私は今度の議会で町長にこれはただしますからということで言っとります。やっぱりこれはですね、高齢者の介護施設、老人ホーム、300カ所ぐらいの地震で亀裂のあつとるわけです。こういう危険な建物を1日も早く建て替える。そして老人ホームをみんな厚生常任いろいろ議員の皆さん方も研修にずっと行っとります。これは近々の課題です。昨日、おとといここで地震がありましたように、あれが震度4なら、本当に私は人災になるかと思えます。これは本当に真剣に考えて、やっぱり老後を立派な施設で、職員の方も立派な施設で勤めていただいて、介護にあたっていただくならば一番だと思えます。それから町立図書館の開館、これは検討をされましたか。歴史資料館の開設と観光事業の一体推進、この件については要望書がでとったと思えます。まだその答えは出ていないわけでございます。それから連携、姉妹都市との推進。私はこれは姉妹都市は、私の頭の中には、韓国の、前の坂本町長さんが作られましたルートにもう少し前向きに、ただ、年に1回行ったり来たりするだけじゃなくて、町長の頭で、職員さんの頭でですね、もう少しやっぱり交流をする。交流をして本当に国際化に対応するような子どもを育てていったほうがいいと思うことで、これも町長の腹一つでできますので、そこらへんが残念でたまりません。それから町長の一番の目玉はまちづくり推進課だったと思えます。南関町がまちづくり推進課では会社、いろいろな誘致ができましたので、そういう思いだったと思えますが、なんか、これも、ここで言っているか、人事関係ですので、町長の専管事項でございますが、これは、やっぱり本当にまちづくりのですね、思うならば、職員の方も、推進課長、トップの方を、やっぱ3年、5年ぐらい1カ所に置いて、やっぱりじっくりこの町を町長のブレンとして、まかせて、1年ぐらいで交替しよったっちゃとてもじゃないと。下の人も付いて行かないと、こういうことが日頃思っとりました。そういうことで、町長のがんばられた姿勢はわかりはしますが、町長の腹一つでできる事業ができないのが、これが残念でございます。財源、財源でおっしゃいますが、合併した時は29億円でしょ。三加和と菊水の財源は。それが今80億越えとっと思えます。もう、やっぱり町民サービスすつためには、使うところは思い切ってつこうていかにやいかんです。財政が合併して10年だけん、算定替えがあるけん2億円ぐらい少なくなりますとか、そういうことでなくて、前向きの姿勢で私は何回も言っておりましたように、今、固定資産税も太陽光で相当上がっておるような話もありますので、やっぱり人口増も交付金が来ますので、そこらへんも住宅団地あたりを増設して人口減に歯止めをかけていただきたい。それが町長の責務だと思えます。いかがですか。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） はい。御指摘の点、異論をはさむ余地はございません。力不足であったとともに、努力が足りなかったということをお詫び申し上げますとともにですね、残された期間を含めてですね、一生懸命やっていきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

○議長（杉本和彰君）

11番 杉村幸敏君

○11番（杉村幸敏君） 2番目の町立病院の運営についてということで書いておりますが、これは町長が玉名中央病院との地域医療体制づくりに手を挙げられました。で、私はこれはもう大賛成でございました。議員の方も大多数は賛成でございましたよ。これもまた町長は誰にも相談をなし、この大事なことを、撤退をすると、これも残念で仕方ないです。私はこの玉名駅の新幹線の手前にできるというのは構想ができとります。そっでもう今月の19日はまた会議があつて、一応このことには解散をすると私にも通知は来とります。私はこれには是非かたつて、金が影響にどうのこうのじゃなくて、一応、国から来ておる2億円の内収めると、玉名も中央病院もそういうことで負担金はないという説明で、赤字は出さんごつしていきますからということで町民説明会もされました。そして最後には、あと1回町民説明会をするということでございましたが、とうとうその説明会はなかったわけです。そういうことで、ここの病院のことには私はそういう思いで、まだまだ気持ちがありますので、ここに出したわけでございます。それから老人ホームの建設につきまして先ほど申し上げましたように、ここにコンサルタントも100万ぐらい使つて、作つて立派な仕様を作つていただいて、もう、おそらく私はなるべく早く設計ぐらい町長が計上されるだろうかと思つて。そつて3月の20何日だつたと思ひますが諮問書を持つて行つたわけです。それから施設長とも話すばつてん、いや、そこまでまだ行きまっせん、行きまっせん。設計を組んでもらわんとなかなか先には進まんわけです。先ほどから言ひますように、本当にですね、老人ホームは人生のついの住みかですので、やっぱり立派な老人ホームで一生を終わつてもらいたい。そういう願ひでございます。先ほどは、せきすい斎苑の話もありましたが、これも私も議長をしとつときに会議行きました。何回も24年ぐらいから、何年たつとつただろうか。もう少しですね、本当にスピード感を持つてやつてもらわんと、行政の長として。町長は公約で書いておられますよ。これらの公約実現に向け、汗をきらわず、恥を恐れず、精一杯に走りますと。そういう気持ちを最初の気持ちをですね、財源の80億ありますから、提案されますならば、私は一人か二人反対のあるかも知れませんが大多数は賛成されますよ。いかがですか。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） はい。紋切り型でなくてですね、心して承りました。

○議長（杉本和彰君）

11番 杉村幸敏君

○11番（杉村幸敏君） 一般質問でですね、終わりますが、大変厳しいことも言つたわけですが、これは前向きに、私の町を思ふ気持ち、やっぱり議員は本当に町民の代表でございますので、やっぱりスピード感を持つて、町長はもちろん、町のトップとして走つていただきたい。汗を出ても、そういう公約がありますので、それが町長になられた時の私は気持ちだと思ひます。いろいろ、こういうことは言ひたくないことを私なつと言わなしょんなかろうというところで申

し上げましたが、一応、御容赦願いたいと思います。これをもちまして私の質問を終わります。

○議長（杉本和彰君） 以上で、杉村議員の質問を終わります。しばらく休憩します。

休憩 午後 3 時35分

再開 午後 3 時50分

○議長（杉本和彰君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

最後に、高巢議員の発言を許します。

13番 高巢泰廣君

○13番（高巢泰廣君） 皆さん、こんにちは。13番議員の高巢でございます。本日、最後の一般質問を行います。皆様方には大変お疲れのことと思いますが、しばらくの時間をいただきたいと思います。執行部におかれましては、簡単明瞭なる答弁をお願いいたします。それでは、通告書に従いまして質問をいたします。まず1点目でございますが、火葬場改修計画についてでございます。現在、我が和水町においては、南関町との共同で運営しているせきすい斎苑と、和水町斎場を運営しているところですが、いずれも昭和58年4月から供用開始以来34年が経過し、経年劣化が厳しく、設備の維持管理上の課題があり、平成24年4月頃より整備計画の検討が開始されました。事業の進展が見えない状況下でございます。このような状況下、本日までの経過と、今後どのように整備する考えであるのか町長の答弁を求めます。以下は質問者席より行います。

○議長（杉本和彰君） 執行部の答弁を求めます。

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 高巢議員の御質問にお答えをさせていただきます。1番の火葬場改修計画についてということでございます。まず1番目としまして、現在二つの火葬場、せきすい斎苑、和水町斎場を運営しているが、経年劣化が厳しく、設備の維持管理上の課題等があり、整備計画の検討が開始されたが、事業の進展が見えないと。今日までの経過と今後どのように整備するか町長の考え方を伺うということでございます。お答えを申し上げたいと思います。まず、これまでの経緯と現状について答弁をさせていただきます。せきすい斎苑と和水町斎場の統合については平成23年度に和水町と南関町で構成しております、せきすい斎苑連絡協議会で検討を開始し、平成24年度に和水町斎場を廃止してせきすい斎苑に一本化するという方向を示し、この方向性については今現在も一貫して継続をいたしております。しかしながら、統合した場合のせきすい斎苑の施設について、両町の考え方に相違がありまして、現在に至っております。平成24年には、せきすい斎苑を改築、新築ですね、する方向で話し合いを進め、三加和地区の区長会、あるいは要望のあった地区には、御説明に伺うなどして和水町斎場の廃止については御理解をいただいたところでございます。当時は過疎債の活用ができないという状況でありましたけれども、平成26年に過疎法の延長と改正によりまして、火葬場建設に過疎債の活用ができるようになりました。併せて、合併特例法の延長により、合併特例債の活用も平成32年度までに延長になったところでご

ざいます。そこで、平成27年度には改築の場合、それから改修の場合のそれぞれの概算事業費の算出など、将来的な火葬需要等を視野に入れた火葬場整備に伴う基本計画の策定を行いました。しかしながら、南関町から耐用年数50年に対して残存の年数が16年程度あることから、改修の方針ではどうかという提案があり、改築か改修するか、その方向性の判断材料としますために、平成28年にせきすい斎苑の劣化調査を実施いたしました。耐震性、それから経年劣化に異常・問題はなく、改修で意思統一がなされましたが、南関町からは当面は現在の施設の維持・管理に努め、補修対応による延命をはかるという提案がありました。つまり、もてるだけもたそうというような提案でございます。和水町としては、和水町斎場及び火葬炉の老朽化が著しいところから、早期の一本化を提案しているところでございます。現在、事務レベルで調整を進めておりますが、きたる10月上旬、せきすい斎苑連絡協議会において、今後の方向性について協議をすることとなっております。これにつきましては、詳しくは担当課長のほうからも御答弁をさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（杉本和彰君）

税務住民課長 石原康司君

○税務住民課長（石原康司君） はい。高巢議員の御質問に対してお答えをいたします。まず、経過についてのお答えになりますが、平成28年度、今年の3月31日までの経過につきましては、3月の全協のほうで御説明をさせていただいておりますので、今年の4月以降の提案についてお答えをいたします。まず、先ほど町長の答弁にありまして、南関町のほうから延命をはかるというようなことで、若干、協議のほうが止まりましたので、そこで、和水町と南関町の担当で構成します北部2町環境衛生連絡協議会。これを6月の26日と8月の17日と9月の5日と、現在3回開催をしております。で、それぞれ南関町からの案と和水町からの案というのを出し合ひまして、協議を重ねております。で、今ありましたように10月上旬に第1回のせきすい斎苑連絡協議会を開催する予定となっておりますので、9月、この議会が終わりまして、9月の下旬ぐらいにもう一度南関町のほうと2町の協議をいたしまして、この連絡協議会における議題との調整を行う予定となっております。以上です。

○議長（杉本和彰君）

13番 高巢泰廣君

○13番（高巢泰廣君） はい。今日までの経緯につきましてはですね、先ほど来、町長からも、それから担当課長からもお話がありまして、よくわかってるところでございますけれども、もうすでにこの話が出て、もう6年近くになるというようなこと、あまりにも時間が長すぎるんじゃないかということで私は今回一般質問に取り上げたところでございます。で、この間、よく見てみますと1月の10日の議会の全員協議会の中で説明がございました。詳しい資料も使って説明がございましたので、まずそのへんについてはよく理解ができたところでございますけれども、この間にですね、24年の5月から28年の12月まで区長会が6回、代表区長会も含めて6回、それから関係住民の説明会がそれぞれ24年6月、8月、9月と6地区。これは希望の地区だけというこ

とでしたけれども、説明会があつております。さらには、せきすい斎苑連絡協議会は年に2回ずつぐらいは確実に開催されてるということ。その中で27年度中にですね、基本計画書が策定され、28年度で劣化の業務委託契約がなされ、いろいろ調査もされておるところでございます。平成24年から毎年、年2回のせきすい斎苑の連絡協議会が開催されていると、火葬場の整備計画、業務委託されておる。これは早い、そのできた時点ですね、和水町としては、どういうことで。ま、2カ所持つてるわけですから。もうすでに私最初聞いた時にはですね、平成24年の時点ではもう長くはもてないから早く改修をしないといけない、ということで、ことは私は出発したように感じております。もうそれからしますとすでにもう6年も過ぎて、まだそのへんがこう、まったく進展していないと。平成24年の12月から28年の6月までの間まったく進展がなかったと。これはもう時間を浪費したと私は思いますけれども、町長はどう思われますか。このへんを。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） はい。その間につきましてはですね、先ほど、第1回目の答弁で申し上げましたように、基本計画の策定、それから基本計画が策定された中で改修でいけないかというような提案もありましたので、いわゆる耐力度の調査ですね。そのへんを執り行ったところでございます。で、今現在はいつの時点で着手するのか、着工するのかという状況でありますけれども、せきすい斎苑に一本化するというような方向性はもう完全に定まっております。したがって、せきすい斎苑にですね、和水斎苑を、の、何と言いますか、改修や修繕等々をですね、もうやらなくて、せきすい斎苑に一本化するかどうかというところが一つの目安であります。それからもう一つは、和水町斎場のあるうちに和水町斎場も併用しながらせきすい斎苑を改修していくかと、これがもう一つのやり方でありまして、このへんの詰めを今現在、10月3日ですか、協議会を開きたいということで申入れをしているところでございます。

○議長（杉本和彰君）

13番 高巢泰廣君

○13番（高巢泰廣君） はい。そのへんはわかりました。要はですね、この実施計画書ですか、実施計画書が、基本計画書が27年度に策定され、そして28年の3月にこれが文書化されてですね、もう配布になってますね。ということは南関町としては即、それを基にですね、いろいろ検測・検討された結果、当初の計画よりも、自分とこの事情もいろいろあるから、変更も協議会の中に持ち出されて、こうやりたいという提案がなされたんじゃないかという想像をするところです。で、我が町は我が町としてですね、やっぱり和水斎場は非常に、話によりますと、職員の関係者の方々の努力でなんとかこの、しっかりとメンテナンスをやりながらですね、使っているからもっているというのかなというふうに私は思っております。当初の設計、説明は相当厳しかったものですから。それと、そういう状況下にあるならですね、もうすでに地区説明会も1回終わって、その間、まだ待たせて、この、早くですね、やっぱり体制は整う、我が町は我が町として、2カ所運営するほうがそりゃもちろん住民サイドからすればですね、それぞれあったほうが便利だし、

そりゃいいと思います。しかし、いつかはこれは統合しましょうという話が出てくるわけですから、だったら早くそのへんを進めてですね、やっぱり経費もいるわけですので、いかにやっぱスクラップ・アンド・ビルドでやっぱり1カ所に集約して、やっぱ余分なやつは削いでいくということが非常に大切な時期でございますので、やっぱ町民の方々の理解を得るようにですね、しっかりと説明をして、理解を得られるならば、早く対応をするというのが町の方針でなからにやいかんと思います。そのへんが私はどうも疎いんじゃないかなというふうに思います。南関町からしますと非常にそのへんが私は1歩も2歩も我が町は出遅れているというふうな感じがしとるわけですから、やはり早くですね、せきすい斎苑のこの連絡協議会は年に2回ペースで、こうあっていると、すると担当者レベルの会議もあっておるということならば早く我が町は我が町としての方針をぴしゃっと固めて、そして向こう側にテーブルの上に乗せると。そして南関町と我が町のこの案をですね、すり合わせていくというような作業が早くすべきじゃないかと思えますけれども、いかがですか。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） はい。そのとおりでございます。もう10月3日にはですね、早く結論を出してくれというようなことですね、協議も強い申入れをしまいたいというふうに思っております。

○議長（杉本和彰君）

13番 高巢泰廣君

○13番（高巢泰廣君） はい。じゃあ和水町としての考え方、方向性、このへんは今検討中ということでございますので、一つしっかりと検討していただいて、町民の皆さん方も納得できるようなですね、対案を整理していただく、そして提案していただく。そしてよりよい方向に行くようにですね、年間4～500万円のこの前の説明に1月の全協の説明では、4～500万円の経費節減につながっていくと、事務の合理化ができる。もろもろのこう、メリットがあるわけですので、ただ、その三加和地区の方々にとりましてはですね、若干遠くなるというような、この非常に申し訳ない部分も出てくるわけですが、そこはなんとかいろいろな施策を考えつつ対応していくということも考えにやいかんと思いません。そのへんを十分やりながらですね、早く対応していくということで、やるべきだというふうに思います。せきすい斎苑につきましてはですね、とにかく10日の日に、いや、10月3日にそのへんがもう、だいたい方向性が出てくるのかなという思いがいたしますけれども、出ましたら早く議会にも御報告いただきまして、意見を聞いていただく、そして一刻も早く関係者の皆さん方の理解を得るための説明会あたりも必要かと思えますので、全力を挙げて対応していただきたいと思えます。以上でございます。なんかございますならば。はい。議長。

○議長（杉本和彰君）

13番 高巢泰廣君

○13番（高巢泰廣君） はい。次の質問に移らせていただきます。菊水区域の小・中学校用地造成事業に係わる会計検査院の会計検査についてということでお尋ねをいたします。平成29年7月27日の議会全員協議会におきまして、平成25年度菊水区域小・中学校用地造成事業に伴う元気臨時交付金1億53万6,000円が、総務省の会計検査。その時の話では7月の27日現在、検査中であるというような話だったかと思いますが、国庫に、国にですね、この交付金1億53万6,000円が返還の可能性が生じてきたとの報告がございました。これについて、今後の、今までの事業経過、並びに今後の対応についてですね、町長の考えを伺いたいと思います。まず最初に、この今現在。よろしいです。まず町長から。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 高巢議員の2番目の質問にお答えをさせていただきます。平成29年7月27日の議会全員協議会において平成25年度菊水区域小・中学校用地造成事業に伴う元気臨時交付金1億53万6,000円が、総務省の会計検査、検査中で返還の可能性が生じてきたとの報告があったが、事業の経過及び今後の対応はどのようにするのかということでございます。平成28年の2月に熊本県及び県内市町村における総務省の事業全般について実施検査が、会計検査院の実施検査が行われました。本町では2月25日に検査官が来町されまして、地域の元気臨時交付金事業、統計調査委託費、特別交付税などの検査が実施をされました。平成25年度の地域の元気臨時交付金事業では本町で42事業4億5,300万円あまりの交付金を受けており、これらの事業もまとめて対象になったところがございます。この中で、菊水区域学校敷地造成事業。1億飛びの53万6,000円が本事業の計画に沿った適切な活用がなされていないとの指摘を受けておりました。その後、随時。随時といたしますか、ずっと継続してきたわけなんですけれども、一時中断したこともございました。このへんにつきましては総務課長が詳細な経過につきまして御報告を、御答弁を申し上げますけれども、今なおですね、総務省、県も会計検査院に対して協議中でございますので、決まったわけではございませんけれども、可能性があるということで、御報告を申し上げた次第でございます。総務課長より補足の説明をさせていただきます。

○議長（杉本和彰君）

総務課長 上原真二君

○総務課長（上原真二君） はい。私のほうからは会計検査の経緯につきまして補足を述べさせていただきます。平成28年2月の22日から25日にかけて、熊本県の会計実地検査が行われたところです。和水町は国の平成24年度の補正による地域経済活性化雇用創出臨時交付金、地域の元気臨時交付金を活用した平成25年度の菊水区域学校敷地造成事業について、25日の木曜日に会計検査が行われ、受検をいたしましたところでございます。そして翌日26日ですね、午後1時から県庁におきまして会計実地検査の公表がございました。公表の中では和水町についての事業にも触れられまして、学校敷地造成事業であるのに、造成した敷地が会計検査時点においてまったく利用されていない状況を踏まえ、この件については持ち帰り検討したい旨の公表内容でございます。

た。また、検査官の話では本件については同年平成28年の7月頃に総務省に会計検査に入り、その結果については同じ同年11月に公表するとのことで検査を終了いたしております。その後、11月の会計検査院の結果の公表がございました。これはホームページで確認をいたしております。その中では、和水町の当該事業については指摘事項として公表はなされておりました。町は会計実地検査の結果を踏まえまして、結局5月の25日の検査結果をですね、そして公表も踏まえて、その対応について平成28年の同年のですね、5月の12日に県庁市町村課に出向きまして、今後の対応を話し合いを行ったところでございます。話し合いの中では平成25年度の造成事業としては完了しており、交付金の目的として反していないことと思われる。目的といいますのは、造成事業による、それをすることで地域の経済の活性化、雇用創出等でございます。これは十分叶えたものということで、結果、返還理由はないのではないかと、との共通認識を検討いたしまして協議を終えたところでございます。その後、11月の公表の中でも触れていませんでしたので、こちらとしても多少こう胸をなでおろしたところですが、今年に入りまして2月に、担当の会計検査院の調査員から2月末に総務省に会計実地検査を行う旨の連絡があり、その時初めて、これまで7月に入るよという連絡を受けておりましたけれども、それが実施されずに総務省の検査院があっていないことが初めてわかりました。で、なお、昨年11月の指摘事項の公表からまったくと言っていいほど、まったくです。会計検査院のほうから何ら連絡はあってございませんでした。この連絡がありましてから再度事実確認のやり取りを行うこととなったわけです。あくまで総務省本庁の会計検査ですので、町に対しては事実確認、経緯の確認等々でございました。途中、会計検査院の担当が代わったこともあり、集中的に5月頃から8月いっぱいまで調整が続きました。で、去る9月5日も確認のやり取りがあったところでございます。それ以降はあっておりませんが、調書のやり取りをする中でですね、当初の計画の目的に沿って適切に利活用すべきではなかったのかなどの会計検査院の意見も聞かれたところでございます。今なお、会計検査院のほうから総務省、あるいは熊本県での会計検査が終わってないと、この件に関してですね。終わったという連絡はまだあっておりませんので、こちらとしてはまだあっているものと思っております。経緯については以上のような経緯でございます。続きまして、次の質問の今後の対応についてでございますけれども、今、申し上げたとおり、総務省から会計検査の終了の確認はあっておりません。おそらく県もこれまで私たちと同様な対応をしていただいておりますし、今もなお、そういった状況であるというふうに思っております。今後、再度総務省から確認、またはいろんな調書の作成等々の依頼があれば、真摯に対応していきたいというふうに思っております。今後につきましては、会計検査院の指摘・結果等を踏まえ、当該交付金の所要省庁ですね、それと熊本県の指示に従わなければならないというふうに考えております。以上です。

○議長（杉本和彰君）

13番 高巢泰廣君

○13番（高巢泰廣君） はい。まず、今回の会計検査の対象が元氣臨時交付金ということでござ

いますけれども、この元気臨時交付金 1 億53万6,000円。これはどういう性格の交付金であったのか、毎年これは元気臨時交付金というのは出てるのか、単年度、単発的な交付金だったのか。そのへんわかりますならば教えていただきたいと思います。

○議長（杉本和彰君）

総務課長 上原真二君

○総務課長（上原真二君） はい。国は平成24年度の補正でありまして、各町はそれぞれ25年度に交付を受けまして、やっとなるところで。その時の全体の国の背景ていいのですが、やはり地域経済の活性化をやって、緊急雇用対策とかですね、そういったものもございました。そういった意味合いからしまして、毎年あるものではございません。その24、25に特化した交付金でございます。以上です。

○議長（杉本和彰君）

13番 高巢泰廣君

○13番（高巢泰廣君） はい。こっちはこれは要望して認められたというふうに理解してよろしいですかね。こちらから学校用地造成のために使うと。それをすることによって活性化につながっていくんだということに要望して、1億円強の交付金が認められたということですね。じゃあ事業費のその時時点といいますか、その造成事業、総額、だいたいどれぐらいかかっておるのか、このへんの内容併せまして、この財務内訳といいますか事業費の内訳、このへんはどうなるとるか、このへんについてもちょっとお聞かせください。

○議長（杉本和彰君）

総務課長 上原真二君

○総務課長（上原真二君） はい。菊水区域の小・中学校造成工事に係る財源、内訳を申し上げます。造成事業にこの交付金はその時、たまたまと言いますか国の施策ありましたんで、そこに充てとりますけれども、この平成22年度から26年度にかけて用地等の購入、それと造成工事とそれと設計監理、それと建設工事、建築工事はございません。そういったものがございます。すべて合わせまして8億2,749万2,000円でございます。財源内訳としましては、合併特例債が5億6,370万。と、元気臨時交付金が1億53万6,000円。残りの1億6,325万6,000円が一般財源といったような財源内訳です。以上です。

○議長（杉本和彰君）

13番 高巢泰廣君

○13番（高巢泰廣君） はい。総額8億2,749万2,000円の造成事業費ということで、内訳についてはただいま課長のほうから説明があったとおりということですが。1回もらった、これは仮定の話をやってはいかんとおもいますけれども、事情がまだはっきりしておりませんので、若干申し訳ございませんけれども、仮定の話も含めたところでさせていただくことをお許しいただきたいと思います。総務省は今もまだ検査中だというふうに答弁がございましたけれども、私はこれはもう、この前の話を聞きましてですね、もうこれは返還間違いのないんじゃないかなという

ふうには私はそのと思いました。今もそう思っております。そのへん町長はいかに思っておられますか、町長のお考えを。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 先ほど申しましたように、総務省も熊本県も今、対応を願っておるところでございます。ここで余談を申し上げるのは差し控えたいと思いますけれども、極めて厳しいというふうには受け止めております。

○議長（杉本和彰君）

13番 高巢泰廣君

○13番（高巢泰廣君） はい。大変厳しいというふうには町長受け止めるているというようなことではございますが、やっぱり、この交付金、この必要性についてはやっぱり総務課長としては相当の努力をされ、しっかりと説明をされて、そしてなんとか行けるだろうと、御理解いただいたんじゃないかというようなことだったけれども、いまだかつてまだ決着がつかないというようなことですので、よほど時間をかけて慎重な対応をなされているのかなという思いがするところです。結局、1億53万6,000円。これは臨時交付金ですね、あともろもろの合併、まずこの造成事業につきましては、事業費どれぐらいになってるのか。さらにはこの事業費の内訳ですね、このへんについてちょっと御説明をいただきたいと思っております。さっきから説明もらったかな。

（「いや、まだです」と呼ぶものあり）

○13番（高巢泰廣君） まだですね。

○議長（杉本和彰君）

総務課長 上原真二君

○総務課長（上原真二君） はい。先ほど申し上げましたのは、用地費、いろんなもの込みの金額でございました。今回の御質問は造成工事のみということで回答させていただきます。造成工事6億977万6,000円でございます。で、この中で財源としましては、合併特例債が4億3,850万。それと元氣臨時交付金が造成のみに充てておりましたものですから、1億53万6,000円という内訳になっております。以上です。

○議長（杉本和彰君）

13番 高巢泰廣君

○13番（高巢泰廣君） はい。事業費の総額が8億2,700万弱。そして、今回この元氣臨時交付金関連のやつが造成工事で6億900万というようなことではございますけれども、そうなりますと、10%ていいますか、15%かな。ぐらいのシェアをこの交付金で賄ったというふうになるような、と思っておりますけれども、残りはほかの財源を充てたということになりますですね。それは、そのへんにこの元氣臨時交付金の仮に返納と、国庫に返納ということになった時に、ほかの、例えば起債とかあたりにはですね、影響はないのか、このへんはどのように考えているかお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（杉本和彰君）

総務課長 上原真二君

○総務課長（上原真二君） はい。元気臨時交付金が仮に返還しなければならなかった時のほかの財源、合併特例債でございますが、この件に関しましても、これはですね、今年の7月の28日に市町村からのほうと協議を重ねております。結果ではありますけれども、県をとおしてですね、会計検査があくまで熊本県に入った中の和水町が一事業ということでしたので、熊本県をとおして総務省等々への確認を行ったところでございます。合併特例債につきましては、このあとの転用が公共施設への転用であることが1点、これが条件一つ。それと新町建設計画に位置づけられている事業であること。これが2点。この2点を網羅したかたちでの変更であるならば、何ら返還の可能性もないし、これまでこのことにつきましての交付税措置もございまして、そういったものへの影響もないという確認は取れております。以上です。

○議長（杉本和彰君）

13番 高巢泰廣君

○13番（高巢泰廣君） はい。合併特例債等の繰上げ償還。そういったことはまずないというふうに理解してよろしいわけですね。今一度お願いします。

○議長（杉本和彰君）

総務課長 上原真二君

○総務課長（上原真二君） はい。会計検査に係りますこの分に関してはございません。以上です。

○議長（杉本和彰君）

13番 高巢泰廣君

○13番（高巢泰廣君） はい。それを聞いて安心したところでございます。ところで、先ほど課長は11月頃結果が出るというふうにおっしゃいましたけれども、だいたい私は出とっとじゃなからうかという、疑いの疑念といいますか、そういう思いもちょっとしております。まだ発表が控えてあるだけのことじゃないかなというふうに思うところですが、仮に1億円を国庫に返納するということになればですね、どこから出すかということになるわけですね。このへんについての財源措置、これは今後の問題でしょうけども、今とやかく言えることじゃないと思いますが、町長このへんはどのようにお考えでございますか。

○議長（杉本和彰君）

総務課長 上原真二君

○総務課長（上原真二君） はい。失礼いたします。私のほうから回答させていただきます。仮にこれが返還と、その時期にもよりますけれども、なりましたならば、まずは繰越金の額、はっきりした時点での繰越金の額だけではちょっと難しいのかなと。で、そのために蓄えております財政調整基金ですね、そういったものと照らし合わせて考えております。で、今年度事業の、言いますならば年度末になりますとだいたいの繰越額というのがだいたいですが想像つきましますので、

その時期にもよりますけれども、そういった時期でのですね、町の財政状況考えながらやっていると。基本的には財政調整基金のほうも使っていきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（杉本和彰君）

13番 高巢泰廣君

○13番（高巢泰廣君） はい。返還の指令が出たならば財政調整基金あたりを使って対応したいということですが。町長、1回もらった1億円。もらったやつを返さなきゃいかんと。町長、どんなに思われますか。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） もう、言葉にならないという状況です。お察しいただきたいと思います。

○議長（杉本和彰君）

13番 高巢泰廣君

○13番（高巢泰廣君） 大変苦勞をしてですね、交付金もいただいております、じゃなかろうかと想像するわけです。そういったやつが今回の会計検査で指摘を受けて国庫への返納ということになると。これはほんとに町民に対して申し訳ないと思いますね。こんな情けないことは私はないかと思えます。それともう一つですね、これは県に検査が入るとるわけですね。たまたま我が町がその事業をやったから対象になったという、これは県の検査なわけですから、もちろん公表もこっちはなくて県であったというふうに私は先ほどそう理解しましたけれども。そうなればですね、県のほうで手続きを取って事務手続きかれこれをして返還ということになると思えます。そのへんはどうですか。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） はい。その手続きになると思えます。

○議長（杉本和彰君）

13番 高巢泰廣君

○13番（高巢泰廣君） はい。これをもらう時もそれなりの手続き等々でですね、大変、県当局には御苦勞、御迷惑をかけていただいておりますというふうになるかと思えます。さらに今回、1回もらったやつを返すということはですね、やっぱりその道に携わっておられる方々、これは相当のですね、悔しい思いがあるかと思えます。なんでもろたやつを返さなきゃいかんと。もろたやつはやっぱり返したくない。これは誰でもそうかと思えます。しかも、ましてやこれを県が代行してやっちゃいかんというならば、町でいろいろ書類を作って、して、県を経由して総務省にお返しするというようなことじゃなくって、どうも話を感ずることは、県に入ったということは県がそういった書類関係を作って、そして返納するというような手続きになるかなと思えます。そうしますとですね、やはり、県当局には多大な迷惑をかけると、我が町は。もうこれはですね、非常に我が町としては、私は、迷惑をかけるということですね、大変な汚点だと思います。それ

散会 午後 4 時40分